

# 正義・衡平・善そして効用

—日本法学の欠けていたもの—

吉 永 榮 助

序 Ulpianus の正義の定義より始めて

I Senn の正義論

II Sokolowski の正義と衡平・善

III Waldstein 「Ulpianus の正義定義論」

IV sum cuique 々無内容の方式か

五 結語

六 私の結語

七 余釈（私見）

緒 論

大東文化大学法学部創設十周年記念に配布した記念品のカーヒーカップのふや fringe の上、下段に私は次のようなラ

テノ語を選んで簡単な解説を加えた。

IUSTITIA est constans et perpetua voluntas ius suum cuique tribuendi (上段)  
IURI operam daturum prius nosse oportet, unde nomen iuris descendat. Est autem a iustitia appellatum, nam  
ut eleganter Celsus definit ius est ars boni et aequi. (下段)

### (1) 語 意

上段は Ulpianus の「正義とは彼のもの ius (ユーリウス、権利、法) を各人に分与する恒常永遠の意思である」。この「法(理)争ひは神事(祭祀)より人事の知識(notitia)より正(iusti)と不正(iniusti)とを弁識するものである」という文句が続く。下段はこの整序された解説(Digestum)の一句で「ius は人の仕事よりながら身を捧げる者は、何よりも ius の名称がいいから由来したかを知る必要がある。それはまだ正義と称するのかどうである。ルシウスセラニウス Celsus が正義したがる ius とは善と衡平の術知である」という意である。

ius, iustus, iustitia の語幹せみた ius である。この ius がトロイアの諸語の意義とその機能を法学・法体系にしたローマ民族の業績は、現在でも偉大な文化的遺産である。しかし ius やのむに当たる語は日本語にも漢字にも存しない。西欧民族なりのローマ法を長い歴史の間に継承して、各々その国の成文法体系の基礎としている。明治の成文法典は、大部分の西欧先進法律国(イギリス、フランス、オーストリアなど)の法体系を継承したものである。

この両文句は古来から現今に至るまで種々の立場と角度から様々な論議が積み重ねられてきている。その論点は、(1) Ulpianus の定義の由来、即ちギリシア哲学が、それ以前の其他民族の文書の余韻に過ぎないか。(2)これに対し、ローマ人の独創を指摘する説は ius が voluntas によってローマ人の固有の、個性的のものである。(3)何れの説も極端で現在は(2)を中心とする説が主流である。

とした折衷説が多数説である。

(1) suum cuique (彼のものを各人に) という文言だけではギリシアのスコア学派「suum dignitatem (dignitas は功績) を各人に」という文言を使っている。ローマ人はこの dignitas を ius に置き換えて ius suum としたんですね。そのため遡れば他の民族、特にハムラビ王の儀式文も回収の句を使つ。

(2) ローマ人の独創はまず ius である。この ius から iustus, iustitia が作られる。titia はドイツ語の -ichkeit, lichkeit に近い。それは ius の特性抽象語形で個々の ius からこの特性を抽出して、その具体的の ius にも共通するものを含ませるのが iustitia である。日本語には特性抽象語形がなく、「正義」と訳したのではローマ人の iustitia の真の意味は表現できない。英語に Justice (判事) という語があり、これはどの事件にも ius を宣告する徳性をもつ人である。次の独創は voluntas 「意志」を定義の中に入れた点である。この voluntas が入らなければ正義は静態的に止まるか、無内容の空虚な方式に随する。voluntasを入れるにより意思が働いて動的・機能的、となり始めて各人のものの ius を各人に分与する判断行動になる。

下段はこの意思行動を解説する。この各人の ius を各人に分与する意思は決して恣意であつてはならない。またその意思行動の方式は複数で様々であるかも知れない。そこで、Celsus は ius とは「善と衡平の術知」としてこの意思活動の拠るべき規準を明らかにする。既に前期古典時代に法務官の告示は、この「善と衡平の術知」によつてなされていた。この ars を術知と私がしたのは notitia (知識) と違ひて独創的知識といふ意である。

(3) ギリシア哲学の影響は正義をもつて徳、勇氣 (virtus, Tugend) としたのである。正義を宣告するには勇氣を含む徳性である。ギリシア時代はゼウス Zeus の娘、正義 dike (表扉の解説参照) は侵されたときに最強大な父ゼウスに愁訴するだけであったが、ローマ時代は今や右手に剣をかねし左手に衡を持つ勇氣凜々たる女神となるのである。

(a) **出生のための法語訳**

Iustitia は「正義」の抽象形である ius が「権利」・「法」の抽象形である。文法的に -titia は ius の特性を抽象した抽象形である。ius は「法」・「権利」が主張である「権利」がたな「法」が権利である Iustitia は「正義」が法の抽象意味を抽象形として表わす抽象名詞で、ただ ius が女性名詞であるのに対し Iustitia は女性名詞の達である。Iustitia が女性であるの達のたぬである。

est あたる〔英〕の is 〔法〕は「は」の意味で est 「是」の ist が回り込んだら英語の be 動詞は当たる。constans 「恒常」は「〔英〕の constant は「〔英〕の and 〔法〕の et は各々回り」であつて、perpetua 「永遠」・「永久」は「〔英〕の perpetual は「〔法〕の voluntas 「意願」は「〔英〕の will 〔法〕の volonté 〔母〕の volontà が回りたる ius suum の suum 「彼の」は「〔英〕の his・her・one's 〔法〕の son, sa, sien が回りたる。」の場合は最後の tribuendi の田舎格で「彼のやうの ius は」あたる。

cuique 「各人」は「〔英〕の each, ever one 〔法〕の chaque が回りたる。」の場合は田舎格、「〔英〕の川格」は「各人」あたる。最後の tribuendi 「分与する」は tribuo 「結果やなりの形で」の進行形で、「〔英〕の assign, allot 〔法〕attribute が回りたる。元の再分配「〔法〕の repartir・distribuer の意」である。iuri は ius の田舎格「ius が回りたる」は operam が opera 「仕事」の田舎格、opera は「〔英〕の labour 〔法〕の œuvre・travail が回りたる。

daturum は do 「与える」の不定形未来形である、do は「〔英〕の give, offer 〔法〕の donner であるが「」の場合を se donner, se devoue の意で「身を捧げる」とする。もう一つは iuri operam do の熟語は ius の仕事(あたな作業)に身を捧げる(あたな従事する)」である。もともと使おねる prius は「回りたる先」で次の nosse は nosco 知る、「〔英〕to get knowledge of 〔法〕connaitre の novisse 〔法〕の動詞形の縮めた形、統べ oportet (「」のあま辞典で回りたる)「必取」

と織んで「知の必要がある」ところの意、それが unde 〔所〕を指す。unde は「よりか」〔英〕 from where 〔所〕 d'ou の意である。nomen は名称〔英〕 name 〔所〕の nom である。ius は ius の所有格で、descendat 「由来する」は descend 〔所〕の descend 〔所〕の pescendre 〔所〕である。

Est は前述したが、い)の場合を主語が詮ねて、autem 「一方」は〔英〕の again, moreover 〔所〕の tandis que やおもて、「へから」は〔英〕の away from 〔所〕 appellatum 「詮ねたる」は appello の歴史である。nam は「眞・事実・本物」の意で、ut は〔英〕の how, in what mode 「へども」は・様に(ト命)の意である。さて Celsus は法帝 (Traianus 帝) である eleganter (詮諧) 「優雅」は〔英〕の elegantly と謂ふべから、definit 「詮義する」は definiio の第11人称単数で、〔英〕の define 〔所〕の definir と謂ふべから。ars 「術知」は notitia と少し異なる。最後に boni 「善」は bonum、æqui は æquum のそれぞれの所有格である。

### (3) 理 論

本稿はこの文書の中にある「正義」「衡平」及び「善」について改めて学問的な解説を試みたものである。「効用」を附加したのは私が経済法学における理論を開拓するためである。動機は簡単である。しかしこれらは基本問題に関するものだけに、ふつとして次の諸点を考えるを得なくなる。

Ⅰ 文献は無数にある。しかし私は右の動機に沿って論ずる。

(1) 正義など (前掲表題の概念を含む。コト回し) に関する手元にある主要な monograph の裏面を紹介しながら解説した。この中には今では入手困難の文献もある。い)の内容の梗概を説明するだけでも日本の読者には便宜になると思う。外國語より日本語の方が楽である点だけでも役立つものである。従って一般の法哲学書、一般的の教科書類に説かれているも

のは、また別の機会にそれぞれのテーマで、例えば「法と道徳」もしくは「ラーレンツの正義論」といったテーマで論述したいと思うので概ね省くことにした。

(2) 言語的意義 上記のラテン語から出発するとただでさえ西欧語と日本語の相違を人一倍感じている私にとって、日本文字とその慣用的意味の感覚的解釈に関してある程度の厳格な修正をせざるを得ない。それは訳語と訳文について通説と異なる訳語を使わざるを得ないからである。これは大きな問題である。この点に関して私の既発表の「西欧語と日本語」（専修法学論集第二三号一九七六、一〇）及びこの発表とほぼ同時期に公刊されるであろう「要件行態論序説」（法学部創設十周年記念論文集）でも論じた。それはまた訳語だけでなく法律文化、文化一般の差違と比較が含まれているからである。訳語も文化理解の一手段である。現在、私の奉職している大東文化大学の建学の伝統的特色からすれば、それは西欧文化と東洋文化との融合関係の研究とされよう。私はこの一面に寄与したいと思っている。また大東文化大学の建学精神の文章化の中にもしばしば「正義」あるいは「正」と「義」の語が使われている。「衡平と善」も使われる機会がないとも限らない。恐らく東洋文化にもこれらの語に当る故事も沿源もそして由来もあると想う。それは必ずしも同じ言語にとらわれず、その表わさんとする「内容」を求めたならば別の語で近い意味をもつものがあるかも知れない。西欧法学にあつては、これら正義・善・衡平の語こそ今日まで連綿としてまたラテン語の原形を活かしてそれぞれの国の語になつて伝わっている。この意味につき、学問的討論が絶えないとしてもその中心課題はほぼ同じように固まつており、論点もいくつかに絞られているといえる。私が以下に述べることもこの固まつている論題と論点が主である。

動機は動機として、私はローマ法と日本法学について次のように考えている。この考えを生むに到つたのは、私の繼受比較法的方法であつて、従つて決してこれは偶然とか思いつきではない。私の論文・著書ではこの私の方法を繰り返しているのでこれは省くが、ここでは前述のように東洋文化と西洋文化の繼受・攝取・融合などを眼中に入れて説きたい。

日本法学の立場から見ると、明治時代もその後の時代も外国立法を継受した日本は現在まで、日本語と日本文そして日本人的考え方 (mentality) による日本法学ともいえる独特的の法学を生みつづける。その内容となる旧来の日本語とこれに加える新たな訳語という特有の文体をもつて綴られる日本法典と日本判例、さらに教科書・論文は外国人、特に西欧人は到底歯が立たない領域である。また日本人の法学者などについていえば、すべての法曹家が独・仏・英・ラテン語などをもつて法律文化を作つておられる外国の法典、学説、判例などを日本語と同じ位こなせるという訳にはいかない。明治時代の継受法典の作成のときも「僅かの外国留学をした法学者の筆によるのが大部分であり、この当時は今日よりさらに外国語を読める人は少かつた。」このような背景の下で日本語法典が始まる。

日本法学は明治時代以来、今日に至るまでの法令と判例だけでも龐大な分量となりつつあり、ここで私はもう一度明治の継受を振り返り、現在の日本法学の基本概念を探ることにする。この基本概念とは「正義」であり、「法」であり、「権利」である。そして私の継受的方法は、始源に遡ることを含むのであるからローマ法から始めねばならない。そこでこのローマ法において、「正義の定義」から「法学」なるものまでは一体どういう性格のものであるか。特に日本法学はこのローマ法の basic concept を正しく採り入れて今まで具体的に展開してきているであろうか。これが前述の動機とは別に私の方法論からとらえた「正義」などの基本概念である。明治の継受などと相違するのは、明治時代のそれは政治的動機が強かつたのに対し、私のは全くの学問的方法によることである。また私はこの中「法学」を重視する。そしてローマ法の Jurisprudentia, Jurisprudenz, Rechtswissenschaft および Dogmatik とを後日それぞれ比較対照したい。そしてもし日本法学が「法学」として特性をもつべきであるとすれば、これらの西欧の「法学」(広義)に亘して、果してどういう特色のある資格 (qualification) をもつて得るか。この部分については本稿では及び得ないので、従つて続稿にゆずる。

(1) ハあと私はローマの伝統学説として自然法などを扱いたい。順序は不同になるかも知れない。

正義・衡平・善そして効用（吉永）

(2) 岩田新『日本民法史』昭和三年、同『民法起草と日本精神』日本法理学叢書など。

(3) かつて私がある論文（「経済事物自然性について」常盤博士喜寿記念「人間、空間、時間」昭和五十一年六四頁以下特に六六頁以下）において述べたように、日本の継受法はローマ法を抜きにして、既にローマ法を継受して自國法（ゲルマン法）を加味し体系づけたドイツ法などから継受している。従つてローマ法は間接的継受であり、そこまで遡つて研究することは実践を中心とする実定法学者には要求されていない。これに反して、ローマ法大陸法系の国々ではローマ法、その学説そしてローマ法の伝統（Tradition）を重視する。しかし自國の慣行も考慮しこれを取り入れ立法するが（フランス民法など）「法」の主題は何れの国も前者であることにはほぼ同じである。これに対して、日本法学にはまさにこの部分の継受が欠けている。その事情は急速な近代国家の法的装備と同時に、西欧の學問の綜合的継受の二つは、当時の日本人の知的水準から見て全く無理であった。

第二次大戦の敗戦後の日本は米軍を主力とする占領下にあって、民主化のために多くのアメリカ成文法判例法の強引な継受が行われた。イギリスはローマ法と継受しなかつたが、その歴史的伝統の彼此の相違にもかかわらず類似点も存する（後述Buckland の説）。アメリカ法はイギリス法を継受している。ハリや私の継受比較法的方法の対象は飛躍的に拡大する。本稿は取りあえず明治当初の継受を見直すべくローマ法の継受から始める。

## 序説——正義一般について

およそ正義 (IUSTITIA) の概念は法学の全部にわたり基本をなす。それは同時に「法」の理念とされる。<sup>(4)</sup> 法学において、いつの時代も正義程種々と論議されてきたものはないといわれる。しかしこの正義は法学に関する限りは争の裁決規準として、ローマ人の創意による所が多くこれがローマ法の中の法律・告示・学説・判例で、その見解を抽象的に総括したものとして独特の概念となつた。これが今日の「法」と「正義」の伝統として全般に西欧法学に受け継がれていく。日本が「法」「正義」を継受したのは西欧法典の翻訳からである。従つて正義は iustitia の訳である。これは日本字で正と義とを合成してあてたもので、漢字の「正」と「義」には関係がない。恐らく訳者は、右の合成語をもつて iustitia またはこれを訳した外国語に一番近い意味を表現し、またこれをもつて正義の概念の内容を漸次学問上明らかにする」と

ができると考えたかも知れない。何れにしても法学が繼受法、繼受文化の一つである限りは日本文字の「正義」の勝手な独り歩きにより、西欧法と異なる意味をもたらることは法学術語としては許されないとと思ふ。

この反面として日本語の正義は、果して漢学・儒学にその源があるかどうか私には分らないが、普通の文にも「正義」の士、「正義」の戦い、「正義」の剣(つるぎ)などの用語例もある。この場合「正義」の観念が先行するのではなくて、主人公の行動、振舞いによって「正義」の表わすことをおぼろげに了解する結果になる。ここで説くように他民族においては記録によれば、正義に類する観念を示す語も字もそして文も古くからあるらしい。正義の訳語の日本語をといて見れば、その使用は日が浅いので定着したとはいえないが、私の田につく限りは、それはコミュニケーションの手段として読者、観客相手に感動を起させる美辞の例の一いつとして文筆家によって使われている。これから私が取り上げていく西欧法学の「正義」はこれとは別である。尤もコミュニケーションで使われる「正義」も使用者が間接に法学上の「正義」に影響を受けたがどうかは明らかにできないが、今の所日本語で詳しく述べ西欧法の「正義」を一般に分るように書いた通俗文献は見当らない。しかし望ましいことは西欧の「正義」に関する語が、日常用語に早い時代から使われて来たといを探るといふにある(例、理非曲直)。また警察権力の行使の理念・目的として「破邪顯正」という文句もある。しかし警察の目的は peace 治安ところともある。あしからずして試みに「正義」を『大漢和辞典』(諸橋)で見ると正しいすじみか、正しい讐讐、正しい義(註解の名)となる。「正」の字を使う熟語は固有名詞を含めると五〇九ある。「理非曲直」についても「顯正」についてもそれぞれの儒学で明のからかおどこねば思はが、それが到底今の私の能力の及ばぬ領域である。それで私が説くのは画頭の Iustitia, Justice, Gerechtigkeit に限るのである。

こゝで手元に K. Larenz, Methodenlehre der Rechtswissenschaft, Fünfte, neu bearbeitete Auflage, 1983 がある。改訂を加えられた最近のものである。この書は 1961 の版で現在出版されていないが、Perelmann, Esser, Fiken-

tscher, Pawloski, Kriele らも TammeLo などである。この学者は正義論を新たに展開していくが、この正義論争は裁判官が正しい判決 ("gerechte" Entscheidung) にいかにして到達するかがその中心問題となつてゐる。<sup>(15)</sup> 私がこの正義論に取りかかったのはこれを知らずに要件行態論からであり、これによつてもその拙論（法学部創設十周年記念論文集）の中でいかに正義論が重要な地位を占めるかを明らかにしている。

注目すべきはこれらの諸学説の後ろには同じ様ないわゆるバックグラウンド (Hintergrund) がある。このバックグラウンドを私達日本人が理解しなければ本当の西欧の「正義」は理解され得ないと思われる。殊に法典のみを継受する場合には、このバックグラウンドを研究することが後の学者の課題であろう。右にあげられた Perelmann にやよ、Esser にやよ、著書を通覽するとおれは本稿において述べるであろうものが、それぞれのバックグラウンドの一端をなしている。<sup>(16)</sup> 尤も西欧におこしても正義の概念が明確かといえば必ずしもそうではない。Perelmann 自身も正義は混乱せる観念の最たる例 (the prime example of a confused notion) としている。このような混乱があるが故に、方法論を整備した上で研究が必要なのである。

実質（体）的事物を研究する場合およびのよるに方法論的に、より正義を把えるか、これをどういう概念をもつて表現するかは、卒直にいって哲学的方法論とは別に日本人の悩む言語上の問題である。この問題は最早、日本語の訳語をもつて到達 (approach) されるものではないと感ずる。原語によりその原文の意味する所からまず理解した上で実体に迫らなければならぬ。この場合に西欧人と異つて、日本人の場合には原語を一ヶ国、例えばドイツ語・フランス語・英語の一つといふのではなく、同一内容もしくは対象の数ヶ国の言語のものを一々照し合わせることによりその実体を把握する他ないと考える。この方法は既にこれまで日本でも原書の訳が数ヶ国語でなされている場合には、日本訳を定めるときにしばしば用いられてきている。

から一つは同一対照もしくはテーマに関する諸学説を彼此対照して、実体の本質が何であるかを究める方法である。このよるな作業は、矢張り数ヶ国語にまたがつて有力な説を引照するのが一番確実である。これもすぐに語学の障壁にぶつかる。しかし一ヶ国語でも堪能であればこれを通してある程度は日本訳文よりも実質的に理解を深めることができる。私が数ヶ国による研究、つまり比較法的方法をハリヤモ提唱するのは各國語による微妙な表現の差とその國の固有の學問的伝統からして実体が浮んでくるというのが私の経験でもあるハリヤモによる。わがに事物は角度を変えて見るこにより、立体的に裏表、上下を見ゆるハリヤモである。私はハリヤモフランス語とドイツ語による学説を紹介する。イタリア語、英語の学説は後日にする。

### I F.Senn の正義と法 (Droit)

多くの正義の文献の中から私は Senn の説の解説から始めたい。<sup>(7)</sup> それは第一に Senn はハリのローマの正義である Ulpianus の定義とギリシア哲学との関係を説いており、彼の取り上げた部分は Waldstein によっても高く評価されているかのである。第一は私の繼受比較法的方法から見れば、おむにギリシア思想のローマ法といふの学説への繼受関係（先覚者の説との関連）がその論説の中心であるからである。またハリの仲介者としての Cicero の役割を特に重視するし、適切な引用はハリおもわれわれ日本人にとっては学ぶ所が多い。なお彼 Senn は宗教関係、即ちキリスト教、特に中世キリスト教との関係にも及ぶのであるが、これは本稿ではやぐれど省く。Senn の書はフランス語で書かれているのでラテン語のフランス語訳を知るのにも便利である。例えば右の Ulpianus の定義はフランスの著述家によつて次のようなフランス語に訳されてよく引用されたりふねじら。

Justice est volonté ferme et pardurable qui rend a chacun sa droiture. (sa droiture の古典語と同じ)

もし Ulpianus の定義の解説のため中世におけるものに近い用語を用ゐたのは Cicero の定義である。

Iustitia est habitus animi, communi utilitate conservata, suum cuique tribuens dignitatem.

(正義とは各人に功績と彼のものに配分する、共同体の効用のために保持される心情〔意向〕の稱せり)。

この11の定義の関係は何であるか。それは両者の関係が、矛盾 (contradictoire) が相互の補充 (complétent-elle) または  
へてこながとこらへんたる。Senn さんはの忠を次のように解明する。 おや源にて、われの法源をギリシア  
のピタゴラス学派、ペトロイク学派からへぬのか。 まだよいが以上の古くから續りか。 われども彼はローマの法律  
家、法学者、演説家 (orateurs) そして哲学者などに影響を与えたのは右のピタゴラス派とゼノン (Zenon) 派であり、H  
・ピタゴラス学派 (Epicurier) さんは人々には受け入れられなかつたがゆ。 Senn はギリシアの正義を次のように纏め  
る。①われは徳 (vertu) であつて、その形相の一つが意図・意欲・意力 volonté である。②その目的 (対象、意味 objet)  
は、各人との ius (droit) であつて (権利を主張する正しき) を与えることである。

セリウス正義が意図、徳であるといふ Senn さんはよくに論議するか? を見る。 彼の根据は constans et perpetua による  
の語である。Cicero は Paradoxa と De legibus の中で次のよしな註を加へる (lex は法令を指し、ius は異だる。成文法  
およぶやの案だふを指す)。

sic constans et perpetua ratio vitae, quae virtus est (恒常かつ永遠の生命〔人生〕の理性と同じ如く、それは徳である)

この意は、徳は常に行使されるものであることを示す。從つて constans et perpetua なる形容語がいつのば「徳」である。論理である。constans et perpetua はアーノベ語では前述のまへ ferme et pardurable とも訳される。ただ私の如きのが疑問とするのを右の形容語は徳の一属性であり、果して人の心の徳そのものと云ふ点である。<sup>(8)</sup> 德の独語 Tugend ではれば「役に立つ価値ある特性」を意味する。 habitus animi はアリストテレンスの ius et βελ-

*τιστη φυχῆς* 「心靈 âme の最もよし細性（體）」 からかへる。これが、徳は心情の細性（體）であるという根拠である。

やゝで何故、Senn は正義と徳との関係をギリシア哲學ヘローマの知識人 Cicero を通じて想起するのか。その目的はギリシア哲學の正義論に対し、私のこう継受関係を彼自身具体的に解明しようとしたのである。Senn はその趣説において、自説の根拠だけにギリシアの古典を引用しそのラテン語訳をかかげる (p. 30 S)。彼はギリシア、ローマの古典学に非常に精通している学者と見受けらる。次に精神のあるぐい細性の徳とは、一体何であるか(前註)。それは慎重 prudence 寛大 temperance やして実力 force であり、同時にそれは科学であり術知 (science et art) やもある (Senn はいぶらの徳を多くの箇所で繰返し列挙するや、私も少しふぶく述べる)。少くとも正義には三つの要素がある。ひとは λόγος, ratio 理、ひとは実力 δύναμις facultas 、ひとは προαιρέσις 選択 voluntas 意思である。やしてかくての徳は「出しが理」に他ならぬ (virtus non aliud est quam recta ratio) である。

以上、私が重複をよそおや紹介したのは、ギリシア文化が理 (λόγος) を基軸としていることを特に指摘したいためである。これは私の要件行態論の中で西欧語、西欧語の文法、その修辞 (Rhetrik) と日本語のいれらとを比較し、これら西欧文化の特性として対照すべく日本の伝来の言語文化は、一体何であるか、また何であったか、そして将来日本語、特に法律語について言語的訳語継承、立法解釈による「理」がどのように受けつけられ、融合して日本法学の基となるかに強い関心をもつたのである。私自身は、法系別の継受関係とその日本法典への攝取を試みたい。

#### (1) **aequum et bonum**

「衡平と善」について、Senn は次のように解説する。慎重・通曉 (の反対は imprudence) の徳は、善い事物 choses bonnes の知識を齎す。それだから探究すべき事物の知識 (科学 science) を齎す。そして知識である限りは当然「衡

平心善」を前提 (suppose) する<sup>(9)</sup>。正義の実践を officia iustitiae (正義職務、法律職、法曹家、註<sup>(10)</sup>参照) である。人の officia iustitia は現在の Justice (英語では裁判官の訳) である。Judge と比しギリスでは上級職である<sup>(11)</sup> に通ずるであつた。人の職が好んで裁判官の注意を惹く。Cicero さんの職は第一等の地位 (premiere place) を占める。しかし prudentia sine iustitia nihil valeat ad faciendam fidem (正義なき英知・分別〔知識〕は、信を有するに値せや) である。

prudentia の語を日本語に翻訳すると何ぞを日本語に表わすかは迷ふ若狭やるのを、 jurisprudentia のそれであり、同時にそれが徳 (virtu) やも意味するからである。人の prudentia に徳を含めて表現すれば、既存の日本語字の連想的観念の方向からは極めて難しうといわねばならない。フランス語では正 (義) 職にある人は、同時に慎重で賢い人などが当然に含まれる (註 (9) 参照)。次に人の賢い徳は人のように実践において評価されるかといえど、その慣用 usage によつてやれる。これが正 (義) の徳は Cicero の habitus animi でそれは學問であり同時に術知 (ars) でもあり、人の行為の条理 (voluntas) であるが如き Senn は纏めて説明する。私の娘がギリシア語の素養がないかと、語の教養も少なゐのを、Senn の解釈は最早單なる字義をひえて Senn の個性的正義論、正義の在り方、理念的正義を主張してゐるに思ふ。Senn は「ius suum cuique tribuendi」をギリシアのペトア学派の立場から述べてゐる。この関係は Cicero の απομητική τῆς αξιας ἐκαστω を直訳して前述の suum cuique tribuens dignitatem とした。この文のストーの説明によれば、各人に彼の適切の値がある (convenit) ものをおよび彼に当然帰属する (revenit) ものを配分するルールである。これがローマ人は ius としたのである、人の ius に変えたことをローマ人の創意いやおは、どのような意味をもつか。それは自分達の存在 (êtres) と他人達の存在とを前に置いて考えており、自分達は他人の持たないものを持つことの発想である。Cicero は ius は意見、考究の中だけではなくて、自然の中にもそ

の原理を見出せるのである。つまり自然に内在するものである。

Cicero の自然 *natura* のは Senn の解する所によれば次のようである。それは必ず宗教関係であり、神と人とのである。そりには敬虔 *pietas* もありけれどより人々の相互が血によって統一された者と祖国に対する勤勉な配慮の奉仕ともなる。また *vindicatio* (取戻し、回復) はやぐての暴力と不正 (injustice) を排斥する。この真理は現在ある所のもの、過去にあつてゐる、これがいわゆく神のを示す。それは不变・不動の様式 (仕方) で示す。それはまた信義 (bonne foi) の根柢である。この第一の觀念 (notions premiers 信義を指す) は様々に相違するものの關係を前提とするから、それは完全に平等の足場に置かれるべきものではなしのである。彼は親子、慈善者と被慈善者 (bienfaiteurs et ceux qui ont reçus un bienfait)、指図する者と差配者と被指図者と被差配者 (dirigeant et dirigé) など眼丘に置こうと説くのである。以上の一觀念と諸関係から自然の ius が生ずるものが Cicero の ius 論である。非難のローマの血縁關係の基本に體義 (bona fide) が置かれてゐるが、それが日本人は注意しなければならない。リド私が特に紹介したのは「真」 *verum* である。この體義から生じるが、それが日本人は注意しなければならない。リドの「真」は与えた言葉の尊敬とその順守を要求する。この體義の違反を禁抑する。また *simulatio atque dissimilatio* 仮装欺瞞と隠蔽 (ふうわい) おふろやの *doe* (悪意) をも排撃する。リドの「真」は正 (義) の基礎と称するのである。リドは、私には実体法と事實關係を定める手続法との關係を示唆する所を思われる。

## (2) 三的

次にこの *ius suum cuique tribuendi, cuique suum ius tribuere* の由來が何であるか、リド「論衡」が述べて

る。即ち各人に彼の *ius* を配分する目的 (fin) はいふれば、Senn はそれが善であり、共同体 (bien commun) が *bonum* といふ。人の共同善が異なる諸関係の間に比例的平等 (égalité proportionnelle) を確保する。これがローマ法典が *aequum* と称する。これはまた異なる諸關係の間に比例をはかる共通の尺度 (commune mesure) である。人の「善と公平」は法律家により実行に移れるものであるから *ius est ars boni aequi* となることである。ハリド私は、Senn は自然法の立場に立つ、*ius* が自然から由来する、いわば自然法 *ius natura* と考える。人の自然法が、いかに換えれば「永遠の衡平」と善 (l'éternel aequum et bonum)」たのである。彼は人の人の法藝術家に教育しなければならぬといふ。

最後に Senn は法の教訓 (praeceptum, precept) の honeste vivere, alterum non luedere 「出直に生き、他人を害しない」をもストア学派の教えからいっていふ。彼は他人との關係並びに共同体 (commune) との關係において、正義の徳を説いたのであり、共同体の効用 (役立つ) のために保持されたものである。ハリド Senn はローマの共同体について、脚註において詳細にギリシア哲学を引照して説くのである。

### (3) 評價と成果

以上 Senn の所説からわれわれ日本人は何を学びるかがであるが。初めに断つた通り、私はギリシア語が読めないのであり、ギリシア社会についての知識はギリシア語以外の文献から得た間接的かつ全く断片的のものに過ぎない。しかしの論文を通していひて見えることは、

(1) ギリシア文化、哲学論からローマの法律 (*ius*) 文化の社会への移行のある過程を Senn はより知ることができる。つまりギリシア哲学の中に種々の派があつても、ローマの法(律)文化社会の形成に影響を強く与えたのはストア学派であり、その仲立ちになつたのは Cicero である。これが Senn はいつでも明瞭にされたのである。

(2) 相互の文化の程度と性格こそ異なるが、日本社会が明治から現在まで西欧文化の一つである法律文化を継受して政治国と民主国家に生成していく過程は余りに政治的速成であった。これは実定法主義によって形式的には一応達成されたが、今日においては改めてローマ法文化の生成発展の歴史を顧みる必要がある。ノハにあえて私は「正・善・衡平」という第一基本概念のローマ文化社会における継受的生成と機能を熟視することを試みた。これから法典継受から文化継受へと視野を拡げるべきであろうと思っている。また特に私が提示したいのは、法（律）文化が哲学文化と密接な関係にあり、少なくとも法の生成・運用解釈（立法、裁判、学説）に当たる者にとっての第一原理は、何らかの法哲学的の思想に支えられていなければならぬのではなかろうか。<sup>(11)</sup> 信義誠実（bona fide）については終戦後の民法改正により明文化されたが、それ以外の正、直（Richtigkeit）、善、衡平、効用については日本では十分に論ぜられていないのである。そこにギリシアの徳との関連を説く Senn の説は高く評価できると思う。

終りに Senn の解説に対してもかなり厳しい批判もある。それは彼が Interpolatio の改竄、挿入部分の研究<sup>(12)</sup>を顧慮せず、従つて彼の引用する文章の真がその後の改竄かを検討せずに論説を進めた点にある（Kübler）。しかしの真が改竄かはあとからでも加筆する（「もやさる」）との点を除いても Senn の説を高く評価する立場もある（Waldstein 著<sup>(13)</sup>）。 Schulz もまた同じく正義の由来をギリシア哲学に求めるが、Senn に対しては特に自己の立場を明らかにしていない。 Senn の立場は、私の見る所ではどちらかといえばギリシア哲学の影響を強く認めるのに傾く。ある意味ではローマ人の独創性を過少評価するところにもなりかねない。この点が Waldstein の考え方と異なるのではないかと思われる。

(4) 私が本稿において最も苦労したのは、矢張り外国語の訳語である。「正義」は決して iustitia の訳として適切ではない。それは ius の抽象形を示していないからである。否、日本語ではこれを示すことが文法上できないのである。しかし本稿を読まれる方は「」のように理解して欲しい。ius についてもそれを法、権利、正しさ、正しかりとの意がある。各国語の辞典を引いて

も例えば、イタリア語で *diritto* であるが、*iustitia* はその *guistitia* である。たゞ *ius* は *diritto* 一般を指すときと特別の *diritto* がある。フランス語では *droit, justice* であり、前者は一般を指す場合と各個の法令などから生じたものとを指す。ドイツ語では *das Recht* は *Rechtsanspruch* の 1 つを指す。*diritto, droit, Recht* はこれら語にして、真直ぐ、正直が基である。「権利」は「権」の意味を指す。各個のやうの出しゃるの要求を指したものである。「正しさ」「正」はこれら語が全く含まれていなければなりません。権を「はかる」という意と照われるが「権」力の「権」の語の感覚が同じであり、利は「利益」を意味するので日本人によつて誤用される惧れが十分ある。ただ *giusto, diritto, droit, Recht* は *recht, right, just* は日常の会話語として使用われてゐるが、日本語では正、法、権利は外来語の感覚がして西欧並に日常会話には使われてしない。本稿では *iustitia* を正義、*ius* を場合によつて「法」「法」「法」<sup>1)</sup> あらへば「正しかり」時には「権利」と訳されがある。原文が法か権利かの何れか不明のときは「正しかり」や訳されるとある。*Recht, recht, richtig* についても述べられに準じて訳語を用いる。一般的に日本語で十分表わし得ないやうな原語を入れる。また使われてゐる文意からそれぞれの適訳を選びたい。やむは「権利」という語に代つて個人のやうの請求」(*Rechtsanspruch*) とくら語を、*Rechtshandel* や「権利の係争」よりも「正しかるの係争」の方がより原語の意に近いのではないかと思う。まことにこのような訳語が使われていたら、それは「権利」とくら意であると理解して欲しく。私見を述べるだけは *iustitia* の訳語の「直」とくら語を使い、「性」が抽象を表わすのにあれば「真正性」やくらの訳語も考えられる。要するに抽象形を表わす接尾語のない日本語に「性」を附して抽象性を表わす慣用がこれから認められ普及するかだあらへ。

- (15) 法学は *Juris prudentia* が本である。Corpus Iuris Civilis の正義の *Iustitia* に続いて、*iuris prudentia* est divinarum atque humana rerum notitia, iusti atque iniusti scientia である。即ち *iuris prudentia* は民事(祭祀)と人事の知識にしてその知識をもつて正と不正とを弁識するものである。scientia は *scire, discernere* である、知る、分別して理解するの意味で英語の *science* は「わかること」である。英語では *iuris prudentia* は知識の他に経験による判断であるので「学識経験」とくら語である。現代的意味では「慎重」を指すものである。ヨーロッパでは *iuris prudentia* は「法は神の命令である」の原初では、未だ「神」の意識が発達していないと思われる。それは後述のようだ。Rechtswissenschaft は Dogma, Dogmatik が用ひられる時代ではたのは近世に入つてからである。法学における理論と理念を扱つた文庫の中、monography は E. Robilant, Teoria e ideologia nelle Dottrine della Giustitia (1964) がある。特に p. 53 s. は正義を扱つ。本書は Waldstein の文献の中でも標榜である。しかし

本稿では説くことができないので別稿へ統稿へに譲りたい。また Riccobono の記念論文集も入手しているので折を見て紹介したい。

- (∞) S. 166 f. リム。 Chaim Perelman, Justice et Raison (1972), Justice, Law and Argument. Essays on Moral and Legal Reasoning (1980). Karl Esser, Auf der Suche nach der Gerechtigkeit. Hauptthemen der Rechtsphilosophie (1971). 正義の諸德に亘る現在の私見は、次の如く考へる。 もちろん正義を実現する裁判官 (Richter, Justice) の職務である人間的の德である。 従つて裁判官の資格、養成、昇任などの職務の特徴が、 officia iustitiae (法律職<法曹職>) に亘る Senn, op. cit., p. 16.

(∞) Preface to Justice, Law and Argument. Essays on Moral and Legal Reasoning (1980). リムは英國人の人々に読められ、 すぐれて評論家として Perelman が詮述したのである。 本文は Harvard 大学の Harold J. Berman が書いたもの。 Senn, op. cit., p. 3 s. 以下、 1々頁数を掲げたが、 大体頁数を追いつける。 本文はあくまで翻訳のための Kriele による訳の序文 Zu Ulpian's Definition der Gerechtigkeit (D I, I, IO pr.) Festschrift für Werner Flume zum 70 Geburtstag, Bd. I (1978), S. 213 f. Waldstein が Senn “が入念に sorgfältig” と批評された先駆者 (Vorläfer) の翻訳集とした。 Senn の批評は後述。

(∞) メンハト語や概念 Tugend である Paul の辞典である。 Hermann Paul, Deutsches Wörterbuch (1968). 他に道徳的の超越的な特性 (sittliche hervorragende Eigenschaft) である神の性 (神性)。 リムは Wahrig, Deutsches Wörterbuch (1977) に記す。

(∞) 諸 (∞) は「賢明さ」 prudentia, prudence が日本語では「もへり」訳すか「苦勞した」(いやむる)前進)。 現代では英語の jurisprudence が法理學の訳され、 その訳の訳 jurisprudence が判例の訳めどりとなるが、 リムの訳は法源 (source de droit) の意である。 L'homme de prudence は賢人多聞なるの賢人である。 しかし prudence は science, scientia, ars の意味が違うのが、 日本訳ではその訳語であるが訳す自分の訳語は困難である點が全くな。

(∞) Anthony Simpson, Anatomy of Britain (1962) p. 155 s. 重々改訂が行われてこなが、 たまたま序元であるのは 1962 年版である。 外国人たるリムが英國全体について知るのには便利である。

(2) 牧野英一先生は Jhering の著書を紹介してヨーロッパ法について述べておられる。 私自身も牧野先生の諸著書、特に晩年の先生から直接頂いた『法律文化の百年』(昭和四一年) 七頁以下により啓発されました。 また題名を呼ぶ Jhering の Geist

des Römeschen Rechts も入手して拾ひ読みも。Zweck im Recht も皆々 読んでゐる。しかし牧野先生の時と現在とでは大部分違ひしゃれど、それを私は Waldstein の論文で示すと申す。

「直」はいふては日本語や「正直」から語が慣用語にあり、本文に述べた、「正直」は生むる人（*honeste vivere*）を使われる。しかし私は Richtigkeit の語として考える。それは本文にも「やられたが判決の Richtigkeit」の如き richtig Entscheidung から richtiges Recht の論点が移つてゐるからである。既に Stammel がうそりれを扱つたが、現在は K. Larenz, Richtiges Recht, Grundlage einer Rechtsethik (1979) が公平れた。これが「正義論」の具体的展開なのである。

(13) 私が処女作「監護責任と無過失責任の関係」の執筆に着手したのは一九三六年頃で、當時は日本でも Interpolatio の研究も論文も殆どなかつた。拙稿、『法学新報』同七卷11号(一九三七年一二月)六七頁参照。Senn の前掲書は一九一七年の刊行で、この頃フランスの学界で Interpolatio の研究が盛んであつたからかは詳にし得ない。この Interpolatio の研究はドイツの Mittelis など)とイタリー (Arrangio Ruiz など) で盛んであつたようと思われるが、フランス一般の研究風潮としては自國以外の、特にドイツ、イタリアの文献は余り参考しなかつた。Senn の書物はドイツ語の文献は僅かで (Stobée など)、Jhering の書物やペルランス語訳で参照してゐる。Senn は Nancy 大学教授であつて、この大学には有名な Gény がいた筈で Gény の著書はドイツ語の文献をよく引用してゐる、右のフランスの慣習とは相違する。

(14) また本文の11ヶ所に出でる utilitas (utilitate communi) はいふては責任・帰責の程度段階を説く「効用原則」(Utilitätsprinzip) を右の処女論文に紹介してゐる (『法学新報』同八卷11号(一九三七年一二月) 311頁以下、特に 311 頁。効用原則はやぶさめローマ的のものやおそれらのもので私は述べてゐる。本稿ではしなくも私の処女論文と関係ある部分が多い。

## II Sokolowski の正義論

Sokolowski の正義論は多くの獨創的のものである。その一つは宗教との関連において正義をもつて神の律以上が、神の律の上である。最も、彼は頭におこし出義論主体は神をもつて規定 (Norm, die selbst über der Gottheit steht) であり、神によって拘束力をもつて書かれず。私自身、キリスト教に疎いのであるのだが、その部分は簡略にして、用ひて正義の

定義に關する部分を選んで説く。その11は國家との關係であり、その11は道徳、自由との關係である。

Sokolowski はトーリスト学派の有名な「配分する正義」と「均等化する正義」 verteilende G. und ausgleichend G. (日本語では配分的正義と平均的正義という訳もある。ギリシア語は δικαιοσύνη διανεμητική, δικαιοσύνη διορθωτική である) から始める。そしておよそ国家なるものはその基本組織 (Verfassung 日本語では憲法とも訳される) や法 (recht Rechtsbegriff) と直接關係なしに国家の一般的原理である。この點で Sokolowski は國家を主体とするを中心として「正義」を説く所に彼の説の特色がある。やはり配分的正義は、國家が威儀 (Würde) と出でる (Recht 法、権利) を幾何学的比例 (geometrisch Proportion) に従って分配する規準 (Maßstab) である。この点で神の基本道德 (Kardinaltugend) に基くある卓越の・徳 (Vorzug) に依存して行われる。自然の前では人間は、平等 (gleich) であつて、徳による人の算術的平等が幾何学的比例になり、かひど国家における特別の地位をつくる。11の正義は国家だけではなくキリスト教においても同じである。即ちキリスト教の思想も正義についての以上の思想をもつて神の理念と一致する。ハルト Sokolowski はトマス・アクィナス (Thomas von Aquino) の iustitia distributiva (配分正義) と i. commutativa (交換・交換可能な正義) の11をあげ、これが等しく當時の共同体 (Gemeinschaft) における秩序を維持するものとなす。Sokolowski が何故、神との關係で正義を説くか。私の憶測ではあるが、正義思想は多くの民族に通ずる普遍的な規範を見たためではなからうか。

それよりのもう一つの正義思想がローマに入るとき変るところ。Sokolowski も Senn も同じく、前掲の Cicero の定義を引用する (既掲なので省く)。Sokolowski は Cicero における前達の「均等する正義」がこの定義の中でも最も説かれていないと指摘する。その代りローマ人特有の「衡平」aequitas がその十分な補いとなるところ。即ち、ハルトではギリシアから借りた正義の考え方 (Fassung) はローマの法生活 (Rechtsleben) に与える影響が見出されないとある。私がこの

Sokolowski の論文を一読した所、正義に関する彼の要旨はほぼこれに取扱ふと思われる。しかし前述のようにこの論文は閲覧困難な状況にあるので、少し本稿では、彼の論文を紹介する。

Sokolowski とは一つの特有の基礎概念がある。これを基として「正義」と「衡平・善」とを説く。この基礎理論が果して妥当か。これが一般の学界に受入れられているか否かは、私には確かめる術を今はもたないが、その概要是次の通りである。<sup>(2)</sup> それは文明 (Zivilisation) と文化 (Kultur) の区別である。彼は人間の存在の内容とその意味が自然力との闘い (Kampf) にあり、いかゞハリド外界の経験的自然と闘ひ (ringen um) その支配を取得する (勝ち得る) ことを文明 Zivilisation とする。人間自身の中に自然本能を押えてそれに打ち克つゝ (Bezwigung) を文化 Kultur とする。人間は自然の一部であるので動物本能と同じく自然法則に服する。しかし理性は自然からの解放のために闘う。人間が自然本能を克服し、支配する」とを達成すればそれだけ自由が拡がるのである。人間の自分自身に対する支配 (Herrschaft) が自由なのである。

セムジ文明と文化との関係をどう説くか。彼によれば、概念的には文化においては理性の機能が最たるもの (第一のもとの primär) であるが、経験世界では文明の影響は全人間に亘って共同の性向的特性として早くより顯著となる。というのはその始まりは本能 (Instinkt) の中にあるからである。人間の文明が動物と同じく衝動 (Trieben) に依拠しているが、それは動物界とは反対に (対蹠的に) 理性によって導かれる。人間は自然力と自分らを嚇やかすその枷 (首かせ) に抗する闘いのために一致して全体となつてゐる。そして、自然の未知の力 (Mächte) に対して年代を追つて人間の支配を拡げんとする支配への慾望 (Herrschungsdrang) が国家的結社 (staatliche Verband) への支配的社交 (社会) の強い意欲 (appetitas socialis) の中に見出される。

文化はの文明とは區別されて人間の人格性 (Persönlichkeit) をその対象とする。上述の「社交 (社会) への強い意欲」

は人格性から出立し、人格性くと向むかふれる。それは倫理道德律 (Sittengesetz, は法 Gesetz であり、法律でもある) により導かれ、その第一の命令は自己支配 (Selbstbeherrschung) へ隣人に對する尊敬である道德的人格性は、文化的倫理性の物質料 (Material) をなす全体の一部である。文明の目的は支配であり、不羈独立であり文化の目的は自由である。そして両者の大機能の均衡と結合が人間の努力とされ、これを各共同体、就中、国家の努力とされる。彼にいわせれば、文化の協働なくして持続的の文明はなく、広く人間を動かす意味をもつ文化にして文明によって作られた権力と結びつくものはない。この両者の機能を調和的に綜合協同もした最高度の業績 (Leistung) をあげたのはローマ国家である。

もう一いせんこれによる彼の歴史観である。彼にいわせると人間の歴史において、文明は進歩の原理であるが、文化は固持 (Beharren) の原理である。この面倒なことを彼がいつぶねのせ、この両者の綜合 (Synthese) の成果は一つの方向で行われる」と、一いは求心化やれる (zentrillisierte) ものや、それは経験的自然と共にある (mit der empirischen Natur) 騭争が権力の座 (Machtstellung) からおのずかに進むいれぬ場合であり、各個人は自分固有の目的を持たず、中心的権力のなすがせままに委ね。これに対して分散的 (dezentralisierte) ところのは、自然に對する (gegen) 騭争が各個人的な権力の座 (Machstellung) から行われ、人間の人格性に対しても自由活動を認める場合である。これによつて文明は再び文化の中心点としての倫理的人格性概念に近づく。この分散的文明の地盤の上に立てて國家と法秩序とを意識的に実行したのはローマの偉大な事業 (Werk) である。なお、彼にいわせれば求心 (中心) 的文明の類 (Art) は東洋 (Orient) において圧倒的であった。この反面から西洋にあつては分散的文明が主であるといふことだらうか。私があえてこのこと記述るのは、一つの東洋觀と西洋觀が示されてゐるを見るからである。こうなればローマから創作された法律 (権利) 観 (Rechtsauffassung) は西洋文明を今日まで支配し、東方の本質的な美風 (Gesittung) 文明とは限界線をこの時までなす。私見を加へるにとが許されるならば、ローマ法の継受の有無は西洋的と東洋的の美風氣質と文明を種々と差異づける。し

かし日本はローマ法を間接的に継受していると見るのが私の立場である。これにどの程度、日本の古来の慣習が加えられたかは見る立場により相違しよう。何れにしても古代ローマ国家の」となど明治の継受のときは全く眼中もしくは考えの中に入れる余裕がなかつたと思われる。

ヨーローマ国家にあつては、国家秩序と並んで社会の主権をなすのは persona (人格、権利能力の主体) の法・財産領域 (Rechts-und Gütersphäre)、即ち die bona (財産) である。日本語では「の意が表わせないが、Gut は財産で古語では善をも意味する。日本語でも bona は財産であり、bonum は善である。」の語の意味が Sokolowski は後述の財貨の取引を中心とする私法において、「善と衡平」とその機能を重視する。<sup>(3)</sup> 即ち彼の説の注目すべき所は、公物 res publica と私物 res privata とを対立させるのが特別の地位をもつ。」より公法、私法を区別して論ずる。特に私法 (ius privatum) の課題は、分散された法 (正義)、財産領域の状況 (Status) の中で均衡を確保するものであり、その法 (正義) の準繩 (Rechtsschnur) が正義で、これが文明と文化の機能を総合する。」の正義は一義的 (eindeutig) には把握できないでそれに並んでローマ人は「衡平」と「善」を置いたと Sokolowski は解する。彼のいう分散された法・財貨領域とは平たくいえば、各個人に法 (正義) と財貨が帰属される社会を指している。」の個人が人格であり、これは道徳的人格 virbonus (善人) と見たのである。」の善人は法を違反してはならない。」で彼は国の文化的保護として、その規範の前に道徳法則の順守を要求する。簡単にいえば、道徳的な行為でも法違反のものは「正しくない」となる。」これは実定法と道徳の関係である。ただ彼は、ローマ人がいう文明と結びつける法の機能 utilitas (効利・効用) の上に立つ正義が衡平であるとする。」の内部の道徳的法則を彼は文化 (Kultur) と称し、文明の正義は実定法の道徳無関係 (amoralische) 的文化の秩序といふ。」と道徳無関係 (amoralische 倫理的無色) とは、道徳に関係のない中性的といふ意で、」の語も誤解され易い。<sup>(4)</sup>

ルJのよるに私法における衡平の法 (正しめ) 規準を認む、またルJの衡平の前では各個人の間に完全な平等が成立する。それは個人の財貨権利 (正しめ) 領分 (Güter-und Rechtsphäre) だが、個人に属すものを賂取されたり他に移されるとルJのようだりとが問題となる。ルJの場合ルJ ad suam aeqintatem rem revocare, sive redigere (その衡平に応じて財を取り戻すまたは没収する)。彼のルJのような立論の根拠はローマ法の農業耕作にあり、その秩序の確保と継続はその文明進歩の最重要な条件とするにある。ルJの点は後日に私自身の考え方を述べたと述べ。即ち各人が自己のものをもつて (所有) 農業生活に励んだその成果を取る。ルJの自己のものを怠慢にやるルJは財貨秩序の均衡 Gleichgewicht を乱す、衡平 (aeqitas) と文明的正義をめざす。ルJの考えには効用・利用 utilitas が基にならる。それは自己の利用を怠るルJは共同の利用 (communis utilitas) を怠るルJだらぬからである。

ルJの場合人々はどのように振舞うか。ルJで私が注目するのは、彼が bonus pater familias (善良なる家父) の規準を持ち出したりルJである。そしてルJが文明的衡平にこゝに、恰かも文化的神 (bonum) にこゝに善人 virbonus と同様にルJれと等しい意味をもつと説明する点である。彼のルJのやうにして、衡平を分散文明の内部においてのみ考え得られるのは、それが実定法に優先する自然法からの由来であるからである。それは市民、万民を含めて法秩序の規準である。ius enim semper est quae situm aequabile : neque enim aliter esset ius (ius は衡平な審査である。ius はそれ以外にない)

civilis ratio naturalis iura corrumpere no potest (市民理性は自然法を損するルJせやねだ)

以上より、Sokolowski は衡平を重視するルJが分る、彼のルJの文明の正義を國家間の関係にも及ぼすかんれば本稿からの外れるので省く。

ルJやまた彼は、衡平が財貨的権利関係の均衡に限定され、道徳的無関係 a moralis (倫理的無色) であるからそれは道德的人権には及ばないルJだが、Sokolowski の結論を繰返す。次に義務 (Verpflichtung) を問題にすれば、その内容は人

格性の道徳的・精神的価値とその価値に対する信頼に依存するから、ハルトは衡平が法(正しさ)の準繩(Rechtsschnur)ではない「善」が法(正しさ)の準繩である。この種の強い人格的関係は古ペローマの fiducia (信頼)であり、その基礎は善 (bonum) が正義である。ハルトは bona fides と詮釋及び<sup>(5)</sup>。彼は mancipatio (領衡平売買)<sup>(6)</sup>の例をあげながら fiducia cum amicis (友人との信託) が fiducia cum creditore (債権者との信託) を取って上記の両者の従来の財貨関係には何等の変化を来たさぬのではなく、ただの11人格者間の関係は倫理的紳 (紳士) や結ばれ、その内容をなすのは信頼である。

ius honorarium (名誉賃法) は倫理的色彩の強じ法であり bona fides を基とする。彼によれば ius honorarium (名誉法) は道徳的法であり、文化的正義、最も善 (bonum) の表現であり、これが市民法を補充し助長するため (ius civile supplendi et adiuvandi gratia) に効用 utilitas ハント設立する。又、この法は manifesta iniquitas corrigi potest per iudicium bonae fidei (L. 79. D. pro socio 17.2). また ad boni viri arbitrium redigi debet (L. 76. D. eod. bit). また信 fides 善と翻訳した性格 (Sakrale Charakter) を持つ。されば明かだ不衡平な信義の裁判 (判决) によって罰せられるとが できる。善人の仲裁に服しなむべきだ。

ハルトのやうな倫理的法の文化的正義の表現からして、それは全正義を包括する11重の機能を果す。しかも文明的衡平を基として金船の法 (Recht) を監視する。他は benignitas (慈愛)、善 (bonum) を基にして文化的倫理的目的を成文法と辨決 (gesetz Recht in Entscheidung) が顧慮せざる追求である。

云々 Sokolowski の正義衡平論の紹介を通して私が見たところ、第一は彼の時代の觀方をハルトの「正義・衡平」やハルト「善」を認めてゐる。既にハローマ人自身は文明も文化も区別していたわけではなしである。

第11セクション 時代の社会的経済的地盤を農業経済に求め、ハルトの農産物配分の秩序 (売買、交換、徵収など) の中に衡平

を準繩としたいとある。ただこれから市民生活の中世と現代に通ずる商の法的性格を導き出す」とは困難である。商が独自の流通配給機能と資本を元手にあるのは中世以後まで待たねばならない。ただ私見をあえて述べれば、取引関係に關しては「衡平と善」により、一般の市民法とは多少の外れた判決と法の適用がなされていたのではないかと想われる。特に utilitas の規準が補充的助長的に使われたのではないだろうか。Sokolowski は結語において、法 (das Recht) は倫理的無色 (amoralische) の効用を導入するに至り、技術的秩序的の原理として文明に役立つだけではなく文化にも役立つたのであるといふ。この utilitas が正直 (honestas) との合一、また衡平と善との合一の努力が真のローマの精神に徹底的に行き渡って (durchwehen) いたのではないかというのも彼の結語の一貫として改めて味わうべきではなかろうか。また彼が民商法未分離のローマ時代に取引法に関して、一般の市民法から外れる法理を「衡平」に求めたことの違識といふ、しかし fiducia を併せて説くべきであった。

以上をもって私は冒頭に述べた〔宗教（主としてキリスト教）との関係、〕〔国家との関係、〕〔倫理・道徳そして自由との関係に焦点を置いて紹介し、私見も加えた。私が彼の説を評価したいのは〔〕である。日本法学の中心課題である字義論からいの脱却の一つは「法」との諸関係、私には「商法・経済法」と「倫理道德」の関係なのである。これを要件行態論において異った角度から論じたい。

(一) Paul von Sokolowski, *Der Gerechtigkeitsbegriff des Römischen Rechtes, Studi in Onore di Pietro Bonfante* V. I. 1930 p. 185 s. この記念論文集は全四巻より成り、戦前の装幀で Bonfante の壯年と老年の肖像が二葉載せてある。本書は前述のローマ法の有力学者が挙って執筆している。また本書は一橋大学図書館の蔵書であるので私個人が購入した。Sokolowski の正義概念を紹介するのは、本書自体が閲覧し難いものの一因である。Sokolowski について Watram, Lettland が記すのみで大学名はない。この論文は Waldstein の文獻の中に引用される (S. 213 の註)。

(2) 文明と文化の日本語も原語の意を翻して「なま」。文明 *Zivilisation* が *civilis* 取る「市民の」 ふうの意で *civis* 在民かのれいふ。市民に対するものは、万民・蛮民 (*barbarus*) やめね。*Zivilisation* はフランク語の *civilisation* からきておる、礼儀正しさ、行儀よしめりとを身につけねるべく。Sokolowski はヨーロッパ時代を含めて使ひてこゆのや「市民的になら」 という意に思われる。現在は技術・学問により形づくられ洗練された生活様式をこら。Kultur が *culture* 「耕めや」 ふ回禮かじめているが、ドイツ特有の意味に発展する。動植物の培養から転じて、ある共同体、民族などの精神的艺术的表現 (*Äußerung*) の全体をこら。昭和へ以上の含む意が「文明」「文化」 がんせのままで出でしならであら。特に日本語の文化の場合、「耕めや」とは何度も練り直し、考えを積み重ねるとこらのまやは及ばな。

(3) 漢字の善も「羊」とこら当時の主要な財産を語幹とし、これに草を「口」に与える。ハハシで財産が増加す。

(4) 商法の領域であるが、法と道徳の関係を説いた田中耕太郎は商法における技術的規範と倫理的規範の関係を説く、両者の区別を説く。曰く「技術的な法……は一定の目的を達するに就ての合目的性社会的技術としての合理性に外ならぬ。」の範囲内に於て倫理的考慮は全く除外に追い遣られる(「技術的商としての商法」『商法研究』第一巻110~11頁)。当時は更に各方面的技術進歩が急速に進み、この規律を目的とする技術的法が増加しつゝある。逆、これの技術的法もその人間の利用関係においては、倫理的・道徳的価値判断を取らねば田中耕太郎も明瞭に説く。

(5) 銅 (aes) ハ衡 (はかつ) おもいりやる形式の売買。参考のたまに英文の解説を載せ。 This process requires the presence of the parties, of five witness, adult cives, and a balance holder (libripens) with the scales, the intending acquirer, holding a piece of metal (ase) in one hand the res in the other, says, according to gains "Hunc ego hominem" (or whatever the res was) "ex iure Quiritium meum esse aio, isque mihi emptus esto hoc aere aeneque libra" Then he strike the scale with the aes, and give this to the transferor by way of price (W. W. Buckland, A Manual of Roman Private Law, Sec, Ed. 1981, p. 121). ハハシの語の意味は「ハハシ余は奴隸をローマ市民より余のものであら」とを指す。ハハシのが銅 (aes) ハ天平衡りで余に買われし「ねだら」(船田訳を参照)。このもと私が説くのを、正義の女神のハハシの意味を明かにやがたぬやある。後ほど実際の價格は aes (銅) ハは無闇送はだつて衡の意味はやのまあ残る。Sokolowski が法(権利・正しさ)・財産秩序における衡平を最高規準としたのは、mancipatio による財貨の移転をも考慮に入れたのではなうだらうか。

(6) ハハシが fiducia ハ次の ius honorarium を紹介るのは、前者は英米の trust ハまだ現在、大陸法系や fiducia の研

究が盛んになりつつある」と、やむに企業法において fiduciary relation として会社機関の地位を規定するからである（拙稿「忠実義務の再考」打田先生古稀記念論文集所載昭和五七年一月三一頁参照）。

### III Waldstein 「Ulpianus の正義定義論」

Waldstein の論文の内容は、①Ulpianus の定義の由来 (Herkunft)、②Ulpianus の定義とローマの法曹家 (Juristen) の事実上行った（実質的な）作業 (Arbeit) との関係、③suum cuique は無内容の方式か、④表題はないが結語といえるものである<sup>(1)</sup>。彼の正義論の要旨を紹介する手法は、前述の Senn と Sokolowski の場合と多少異なる点がある。それは私にとってこれにより、種々と現在の日本法学あるじはこれが試みられるであろう東西比較文化論の問題提起に刺激を与える叙述を多くした」とである。勿論、史実と学説についてはやや翻訳的に紹介することを基本としながら全訳は不可能であるので、私はこの論文によって日本の学界に問題提起を考えながら解説をし、そして私見をもあえて加えることにした。独語が達者な人ならば、原文で読むのに惹くはない。しかし原文から各自が得られるものはそれぞれのもの問題意識により異なる。<sup>(2)</sup>

#### （1）正義の由来

「序」の正義の由来については、後述のように西歐的と東洋的の差違が私には関心の高いものとなる。それは Waldstein がその由来をギリシアのみに限定しないからである。この結果は矢張り、比較的方法となり、本源に遡りながら同時に周辺の類似法制度とを比較する」となる。Waldstein が研究の主力を注いでいるのは、ギリシア哲学との関係ではなくてこの正義の定義の内容と範囲 (Inhalt und Tragweite) である。ギリシアとの関係については Senn の研究成果を多くとり

入れてゐる。従つてまた彼の立場は何れかといえど前述の Senn 異りと似てゐようか。そして彼の論文は Senn の著書が公刊されてから約五〇年も経つており、この間のローマ法の新しい研究成果をとり入れて論ずるに特徴がある。それ故にこの Waldstein のものが恐らく最近の正義の学説的主潮を示すものといえる。

新しい研究としては、私から言わせれば正義の繼受系列と比較の対象を拡げて、ギリシア以外の民族がローマに先立つての正義の定義に類するものを持つてゐるかどうかという点である。それにつきまではあげられるのは、エジプト民族であり、この民族の当時の文化的段階から推して正義、理念に対する少からず顧慮が払われてゐるのではないがどうかと云ふことである。その証としてあげられるのは、王が大臣 (Wesir) を任命するに当り宣告する儀式文、つまりこの儀式法 (Zeremonialrecht) の中に正しき (義) が見出される。その儀式文は、全エジプトからくる請願者に対して「人々の各自はるゝの正しき (Recht) の成就を扶助すべし、すべてが法律 (Gesetz) に従つて執行されてゐるか。すべてが王の命令に従つて実施されてゐるか。見誤りたれぬよう深甚な考慮を払うべし」という趣旨である。

以上の文章の中で「正しき (Recht)」がヨンピト語で何を指すか不明であるが、これがローマ法の ius と同じ意で「各人に各自のものを分与すべし」 suum cuique tribuere と謂ふわれるのである。<sup>(3)</sup> 大臣としては、この語は前述の法の教訓 praeceptum iuris と他ならぬ。それはこのよひの praeceptum が Ulpianus の定義と同じ趣旨の語句をもつて結んであるからである。だから Zeidl はこの praeceptum を通じて Ulpianus の定義の先例をひきだ見たのである。この点が私にとっては問題のように思われるが、恐らく西欧古代民族が「正しき正義」を有するところ西欧の史家の信念的前提があるようと思われる。またこれが東方の古代民族と異なるところ (前述)。考え方も対照的かも知れない。これも今後の東洋学の研究に待ちたい所である。

もう一つの先例 Vorläufern は有名な Hammabi 法典である。その論議は Hammabi 法典の前文 Einleitung で神

の委託を受けた人々の勧善と懲惡 (Wohlgefallen) のため、法 (法規) と正義 (Recht und Gerechtigkeit) ないしの土地 (地) の世) に導入したと宣告するにあることが拠り所である。ところでハムラビ法典の訳は種々あるものの、その間に多少の訳語の差がある。ハムラビ法典の訳の全文及び私がたまたま手元にある英訳本の訳との11つを掲げて、ドイツ文の拙訳を試みる。

Rechtssprüche der Gerechtigkeit, die Hammurabi, der tuchtige König, festgesetzt und durch die er dem Lande rechte Leitung und gute Führung verschafft hat..... Vom Stärken den Schwachen nicht entrechten zu lassen, der Witwe, den Waise Recht zu verschaffen, habe ich in Babylon, der Stadt, deren Haupt Anu und Enlili hoch aufgerichtet haben ..... Recht des Landes zu richten, Entscheidung des Landes zu richten, Entscheidung des Landes zu entscheiden, Enttrecheten Rechte zu verschaffen meine kostlichen Warte auf meinen Denkstein geschrieben und vor meinem Bildnis als König der Gerechtigkeit festgelegt ..... Der entrechte Bürger, der in einem Rechtshandel gerät, trete vor mein Bildnis als König der Gerechtigkeit und dann lese er meinen Schriftstein, und er höre meine höchstlichen Worte, und mein Denkstein kläre ihm seinen Rechtshandel, seinen Rechtsspruch soll er ersehen, sein Inneres aufatmen lassen. (ఈ నుండి ప్రాచీన మాల్కుల విషయాల కుటుంబము)

以上の文章が Hammurabi 法典の原文に対して、どの程度忠実にされたか否かは判らない。ただ私のアンダーラインを引いた部分は、Recht (ius) Gerechtigkeit (Iustitia) entrechten たるや、何とかの推測の ‘ius’ に当る語が多くは王の口から語られ、石碑に刻まれていたと想われる。つまり人々から ius が奪われたり (entrechten)、人々に対して正しきを与えられたり (Recht zu schaffen) やるべき事かのや、これは係争事件 (Rechtshandel) において正義の神たる王の宣告により裁断される。私の手元にある Hammurabi 法典の英訳の中では、以上には該当する部分は大体次のように

Then Anu and Bel delighted the flesh of mankind by calling me, the renowned prince, the god-fearing Hammurabi, to establish justice in the earth, to destroy the base and the wicked, and to hold back the strong from oppressing the feeble ..... The promulgator of justice, the guider of the people, who has restored its tutelary deity to Assur.

When Merodach had instituted me governor of men, to conduct and to direct, Law and Justice I established in the land, for the good of the people. The judgements of justice which Hammurabi, the mighty King, has established, conferring upon the land a sure guidance and a gracious rule.

I am the monarch who towers above the King of the cities. My words are well weighed: my value has no equal. By command of Shamash, the great judge of heaven and earth, my justice shall glisten in the land. By direction of Merodach, my lord, my monument shall never see destruction. In E. Sagila that I love my name shall ever be spoken. The oppressed who has a lawsuit shall come before my image as King of justice. He shall read the writing on my pillar, he shall perceive my precious words. The words of my pillar shall explain to him his cause, and he shall find his right. His heart shall be glad.

〔拙訳（独訳のみ）〕 有能の王、 Hammurabi は正義の正しきの宣誓（Rechssprüche）を建立し、これにより王は國土にわたつて正しき指導と善き指揮を齊らせり、強き者が弱き者から正しきを奪はせる」とを許さず、寡婦・孤児にも正しさを齎らし、主である Anu と Enlil が齎らし創成せる都市 Babylon において、國土の正しきを裁き、國土の裁断を決し、正しきを奪われた者に正しきを齎らし、わが導き言葉をわが記念碑に書きしるし、正義の王と

してのわが像の前に定立せり、正しさを奪われた市民にして係争関係に入るに至らば正義の神としてのわが像の前に進み然る後、わが碑文を読むべし、かかるときその者はわが尊き言葉を聞きそしてわが記念碑はその係争を明瞭にし、その者は判決を見極めるべきであり、その者は内面の心を安堵せしめるであろう。

英訳は実は少々古い（一九三四年）のである。この書の序文に述べてあるように、当時も Sumerian 法の研究が発掘物によつて進められていつあり、新たな解釈が発表されつゝあつた。現在はこの方面の研究が更に進展しつゝある。このことば、Waldstein の註などによつても推知である。従つてこの英訳には余り重きを置かない方がよいかと思われる所以日本訳はいふない」とした。<sup>(5)</sup>

Hammurabi 法典の上掲の個所については別訳もある。独訳文から要旨を掲げる。

Marduk としての余は、国民を指導せしむ。正義の利を享けせしめる国土を創成せり

余は正しから正しき指導 (Recht und rechte Leitung) を周囲<sup>モカウ</sup>に作りたり、国民をして肌に幸せを感じせしめよ。<sup>(6)</sup>

以上二つの訳を参考のため記した。恐らくこれからも新しい比較民族学の発掘資料が現われるにつれて内容も訳も變るかも知れない。

これ以外に挙げられているのは Dareios (紀元前五一一一四八五年) の墓碑銘である。煩をいとわず、同じく独訳文からその要旨を掲げる。<sup>(7)</sup>

何が正しくある (recht) か、それを余は愛し不正を憎む。低き者が高き者のために不正に苦しむことは余の意に叶はず。いや爾に高き者が低き者のために不正に苦しむ」とも余の意に叶はず、何が正しくあるか、それが余の意に叶う。努力する者には、余はそれに値するものを報いる、邪しまな行為をする者には、その過まれる行為に応じて罰を加える、と。

以上の Hammurabi の宣告文は、そこに掲げてある具体的の事例（寡婦、孤児、弱き者、正しかる「権利」を奪われた者）の救済には王は、正しかる（権利）を彼等に齎す（与える）ことによる。またこのことを記念碑に刻ます。これらの中の意味する所は、各人に各々のもの（ius）をいろいろとに歸着する。そしてエジプト王によよ、Hammurabi によってもこれらが相互に影響を与えたとは何人も主張することを欲しない。況やこれらがギリシアの哲学者に影響し、次いで Ulpianus の定義に影響を与えたとは思じゆはない。これらは事实上そういう関係になった（tatsächlich so verhält）ので、恰かも三角形の和が一八〇度であるとの知識と同じと見てよい。ハムラビ重要なのは東洋の Tyrant は別であると除外している点である。<sup>(8)</sup>

ハムラビ Waldstein もたは西欧法制史家があつてゐる持論もしくは憶測される見方を紹介する。それは法（正しかる Recht）の本質ともなるぐれ倫理的要請 (ethisch Postulat) が、ある文化の民族にありや否や。これが法秩序 (Rechtsordnung) として存するかはおよそ西欧の古代では、すべての民族にこれが存するという持論乃至信念である。この法（正しかり）の本質と法秩序があれば、各人に彼のものを特に ius (正しかる Recht) を分け与えることになる。このことはギリシア文化とローマ文化の関係だけでなく、エジプト民族、スマリア民族の文化にまで遡りて正義の根源を探求すべく比較法の領域を拡げることになる。これは現在の古代学の進歩からいえば当然かも知れない。繼受法的方法は、ある法制度の肯定と否定することの結果も出でくる。また偶然の合致 coincidence もありうることは說いた。<sup>(10)</sup> この傾向の中で、ここでわれわれが殊に注目しなければならぬのは、こののような正しかる（法）・正義とその法秩序をもつるのはおよそ西欧民族に限るか。即ち東洋（東方）民族には、このような法（正しかり）（権利）（正義）の觀念がないかといふ点である。私の見る限りは、東方の民族にはこの「正義」の觀念も、従つて法秩序もないし、やむにこえざるような正義を育む文化をもたないと云うのである。例えば古代のあらゆる民族に見られる Tyrant (暴君・圧制者) につき、二つを區別する。一つはその王が臣下に対しても

「正義」に基づいて治政を行つたかどうか。——は Tyrant にしてもしその正義の規準がなければ、その治政は全くの気儘またはその他の規範によるかもしくは武力と氣儘だけの政治となるかであろうか。Tyrant は恐らく西欧の古代にも東洋の古代にも等しくあつたと思われる。」のことを何等かの古文書などにより明らかにする」ことが古代学特に儒学などの学問的成果にまつ他はない。

そこで一応早急な結論として、東洋の霸權者——の意も私の素朴な理解である——が「武力をもつて天下の頭領となる者（武力のみをもつて治めたか否かは不明）」でこの中に入る為政者が Tyrant に当るとすれば、この者が領土民に依らしめた道（もしくは規範および秩序）に西欧の「正」に当るものが含まれているかどうかと、これに関心を抱く。即ちもし王が気儘な無軌道の Tyrant でないとすれば、この者の治政策の中味は何であろうか。あるいは霸權者が武力のみをもつて治めることをやめて他の方策をとつたとすれば、この者の治める道の中に「正」衡平・善といえるものが含まれているかどうかである。というのは西欧のすべての民族には王が Tyrant でない限りは何等の正（義）の宣言文があるという憶測が行われているからである。それは三角形の内角の和が一八〇度に等しいと同じとされる（前述）のであれば、東洋の三角形の内角の和でも同じである。この方式は果して、東洋・中国の古代の中、エジプト Hammurabi に限らずギリシア時代あるいは時代にとらわれず仁徳のある諸王の治政方策にあてはまるか否か、新たな観方をもつて儒学・東洋学が見直されないものか。私は門外漢として、大東文化大学の支那学・東洋学研究者にこれから課題を提供する。

## (2) ローマ人特に法律家に独創はあつたのか

前掲緒言(1)の(2)(二九頁)を私が書きかえると以上となる。このテーマが私に意味をもたせるのは、ローマ人が法律の天才民族といわれる。それは一体どこにあるのか。また具体的には何であるかということを確かめたいからである。ま

たる部分が学説の評価の分れる所である。即ち古代民族には正（義）に関する眞正の秩序もあつ、Ulpianus の定義の遡及源とされるものがいくつかあつたとして、Waldstein によればこれは決して Ulpianus の定義が借りものであるという証拠にはならぬといふ。Waldstein の説は、私が本稿の冒頭に掲げたローマ人によるローマ法学の独創を広く認めるものである。その根拠は何もギリシア哲学者やその他の古代の諸王などの言葉を借りなくとも、これらとは別に事実上、正（義）に従つてローマの人々が司法行動をしていた事情（関係）からして Ulpianus は正当な確信をもつて右の定義を方式化したといふ。つまりこの定義方式は、ローマ人の全法律にわたる実作業の結果といふべきものであり、その精華でもあるところである。私は Waldstein の説をみて一応、慣行結実説とでも名づけんとする。これは哲学的思考の乏しかれるローマ人が、思索よりも実践で仕上げた法の抽象形が正義が (iustitia) である。

Waldstein は自信慢々たる態度をもつて Schulz の説に反対する。Schulz はローマ人のこの点に關する貢献をかなり限定する。

Schulz より Kaser によると、真正にローマ的と称する部分は “constans et perpetua voluntas” の句である。これが真正ローマ的といふのは、この部分がペトラ派の定義に欠けてゐる所以の由來 (Recht) と何う（く）の意思の特有の態様（度）、つまり恒常不變の態様の中にローマの本質的な様式 (Wesensart) が浮出されていることを指示するところのが根拠である。<sup>(11)</sup>しかし Waldstein はこれにも異議があるといふ。それはギリシアにおける意思の要素がある。ただ、正しきの意思がなければ正しき正義も成立せば、これが正義 (Gerechtigkeit) の要求するそれぞれの秩序と本質的に同伴 (mitgegeben) されてゐるだけで格別ローマ的といふなどいふ。ハレド Waldstein は Senn の *enstrophys* (habitus animi 心情意向の體質) と意思要素とを結びつけた。Waldstein の Senn 論に対する解釈によると、私は批判する能力はないが、Waldstein はギリシアの德も意思とするのか知れない。あることは德の中には意思を認めるのかも知れない。

Senn が恒常不変の意思をギリシアの德と意味との関係になる。<sup>(22)</sup>

Schulz は「*正しかるべきは法規*」 Waldstein の體調やヨーローマの法律家の現実の行動であり判断である。彼等法律家は、出しゃるのと出しゃるの (Gerechte vom Ungerechte) の分別と詐欺的のと詐欺的の (Erlaubte vom Unerlaubte) の分別をやるゝより、司法 (Rechtspflege) と「善」と「正しか」のを教えたからであり、ハルヒヨウ真の哲学を希求したのであって決して似面派 simulata となつた程められたものを希求したわけではない、と。殆ど Waldstein の「わんしゃの所は、何をギリシア哲学の影響を受けたものやむなし、ヨーローマの法律家は現実に各個の事件（事項）の判断におこる「正しかるべき」か「出しゃるの」か（其私制の終の頃）ハルヒを強調したのである。ハルヒのような事実上の実作業をしてゐるが、ヨーローマ法学の自明の理（解） (Selbstverständnis) か斷定か、ハルヒで彼は前述の Sokolowski の論文を始め Pringsheim, Riccobono, Lübtow, Biondi, Kaser, Mayer, Malay たるのみを引用する。

ハルヒのような Ulpianus の定義とか法の教訓を通してヨーローマの法律家の実践的功績を高く評価しながらも定義と教訓の必要性を否定する反対説も無縁ある (國 Levy)。それは Ulpianus の定義や法の教訓 (praecepta iuris) がかりに完全に欠けていたとしても、数千のローマの判決は矢張り同じである。つまり定義と教訓の機能を否定する趣旨とも想える。それなりのような定義、教訓なるものは、何を加えても何をいひやしない (nichtssagende) 文言に限らぬところである。

それなり果してそらであるがが次の論争の種となる。ハルヒの異説に対する Waldstein の反論は、つまり数千の古典派（法律家）の判決と討論はハルヒの一般的諸規定（定義と教訓）を現実化した (Realisierung 實体的に適用した) ハルヒの結果（沈澱物）であり、従つて逆に言えばハルヒの一般規定は無数の判決から演繹的に抽出されたものやね。ハルヒの両者の見解の相違を私はイギリスの法学者の論理とハリ法学者は大陸法系の学者の論理との対立と解する（後述）。

(1) 定義無用論の代表はイギリスの学者 Levy である。Levy の説の原文は次の如くである。私はこの彼の論文を見たが、Waldstein の書のかい道田である。その點は前述した。<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup>

The extant thousands of rulings and discussions of the jurists would stand and form a coherent whole as they do, if those tenets were completely missing. (今なお残る、法曹家の数千の規定と記述は、だいぶりそむの教養が完全に無くなつていて、今あるような筋の通つた全体をそのまま持つて体裁をなさざるべく)

この tenets が正義の定義と法の教説を指す。この點 Levy は Bryce の説を引用する。Bryce は法の教説 praecepta iuris の裝飾的性格を説明する所である。

Waldstein の論の引用は以下であるが、私が手元に所持している Backland, W. W. の 11 章 A Manual of Roman Private Law, 1953 repr. 1981 と Backland & Mc Nair, A. D., Roman Law and Common Law, 1936 との二点、Upianus の「定義」と法の教説の説明をもどかしむる重要な句が右の書の素からいでは全く見つからないのである。これに対して前述の大陸法系の学者は、この「定義」と「教説」を何故重要視するか。私見があとどまると、これは取りあえず引続いて大陸法系の学者の代表として Waldstein と彼の引用する学者の考え方を紹介する。

(2) 定義有用論 ハルヒュ諸説は多少の差がある。Lübtow によれば、無用論はその最も内奥の本質 (innerstes Wesen) を無視しだす。しかし Kant 哲学の影響の下で「この不完全性は正義理念のそれぞれの他の人による形式化と一般に同じく共有して分有する。それが Kant の意味の規制的原論 regulative Prinzipien なのである」。私はこの原則に着目する。Waldstein さんの定義の中の constans et perpetua ratio vitae (恒常不变の人生の理) についての前述の Senn の憲 (virtus) や虚偽にゆける <sup>あがむ</sup> 慣習のない。それが單なる憲 (nur Tugend) であるならば、それは理論的に構成される教義 (Lehrsatz) における規範が導かれ得るものではない。Waldstein さんはより一步

進めて、これをもつて最高の原理 (oberste Prinzip) としてこれを把握理解 (auffassen) して、これがよりして各個別の規範を導き出すように欲すれば Ulpianus の定義の不完全性は存しないという。これが有用機能説の根拠の一つである。

要するに右の句は Senn の徳と同じでもなく、Lübtow の形式化による不完全でもない。最高の原理としてこの定義を把握し解釈すればよいのである。このあと Lübtow と Schulz の説に批判を加えるがこの部分は本稿では省略したい。この定義により法 (正しさ) の最高原理を追求するがこれが大陸法系の特色であり、この最高原理はもとにこれから具体的な意味 (つまり各個の ius の具体化) に到達する」とが、この原理の特性である。私はこのドイツ的論理を要件行態論で展開するためにはやくべく紹介した (本稿はこの一部である)。そして Waldstein によれば、ギリシア哲学の概念がまさしく抽象的に思考せらるそのものを模倣して定義したという説は、この詮明 (Aussage) の具体的な意味への到達する道を開拓してしまつゝとなるところ。恐らくり止まつてはいけないと云ふことであらうか。この批判は、私の要件行態論における三段論法には極めて重大な関係をもつ。ただこの恒常不变の意思是問題の連関の中に正しさを与える指示 (richtungsgebende Weisung) からなりと認着するから Henkel の説を引合に出しても、このよくな現在の法学者の見解は別に説きた。

これと関連するものとして Waldstein の用いた Henkel の説の注田すぐわは、この意思が消極的には恣意 (Willkür) の禁止で、それは当時の王などの主権者・暴君 (Tyrant) は勿論、何等規準なきまま思いつきの意思による判断を禁じたことである。私がこれを説くのは前述の東洋的 Tyrant が私の狭い知識によれば余りにも専横なものが多い。専横であるといふのは規準が明確にされていないことであり、仮に「[王]「徳」などをもつて治政をした王があつたとしても、これらの概念は決して恣意的なものを多くの場合排除したとはいえないのではないか。恐らく王がひとりその概念と内容を行動によって示すだけで、在世中他人から仁と徳でないという批判は許されないであろう。学者が批判すれば抗に

されよう。ギリシアの徳は、知識愛好者が抽象的概念で定めるのに対しても東洋の徳は、命名（名づける、謂う）の域を出でないのではないか。この両者の関係をもつと究めたい。前述の法規範に通ずる一般的抽象的原理を求めて、これを個々の事件に適用するという考え方は「ドイツ的」であり私の要件行態論においても「の論理は終局的には漸次に最上（高）理念にまで及ぶ」となる。これはすぐれて抽象性と觀念性を好む「ドイツ語的」であり、Waldstein 等のグループの説は殆どがドイツ学者か「ドイツ系学者」で占められている。反対説の Levy 他はイギリス人のグループである。この抽象原理にそれだけでは足りるものではない。これを適用する側の法務官・法学者にもすぐれた資格（例えば「徳性」）が必要である。ただ私自身に多少残る懸念は、ローマの実践的法律家に本当に抽象的なこれらの正義尺度をもつて判決を下したかどうかであり、むしろ実践的法律家は「衡平と善」を振りかざしたのではなかろうか（Triumph de l'éternel aequum et bonum）<sup>(20)</sup>。恐らくはこれらの数千の判決から抽象化したのは法学（哲） iuris prudentia ではないかと思われる。やがてこのような考え方を進めたのは「ドイツの」パンデクテン学者ではないかとのイギリスの学者の指摘も首肯せらる。私自身はこの論争の何れにも自信をもつて左組（賛成）する能力はない。

ノハヤ要約すれば、Ulpianus の定義がギリシアから引きつがれたとしても、この思想自体はローマ人の発見（Erfindung）である。この多くの多くの学説には、次の11つの共通の特色があるのではないかと私には思われる。1つは実践的機能的考察である。眞正（正しき）の（Recht, ius である）。権利と訳されるかも知れぬがこれは本義ではない）は、もし恒常的不变の正しきのを志向する意思なくしては ius はその機能を果し得ないと云ふことはなかろうか。これに焦点をあてて見る。他の 10 つは正しきのを志向する意思は一つの動態的原理（Prinzip）であるのみならず、同時にそれは正しめの直正規準（Rechtmäß des Rechts）であるいふぢなからうか。従つて正義（Gerechtigkeit）は正しきのを志向する意即ち「正徳」（Tugend）であるとしたるべある。要するに正義を機能的に動かす意即ち「の意思」をそのまま直正規準

(原理) とへぬ徳性をもつた資格ある人によつて具体的に実行される。平たくいえば正義そのものの固まりの徳をもつ人の意思によつて機能される。この二つの実践的機能と原理とへるものから、具体的な同法が実行される。これが抽象的な正しめ (justitia) の規準があり、これが正義の定義であり個々の正しさをはかる直正尺度 (Recht の Rechtmäß) の尺度に基いて彼のものが判定される。法の教訓はもつての規準である衡平と善とを教える。これについては後述する。

- (1) 私の見ゆ限りは、Waldstein の Ulpianus 正義定義論が最も新しい文献である。私はこの論文を手懸りとして、Senn と Sokolowski の論文をもれども知り、原書を読むべく取寄せて紹介したのである。この論文を読み終えた結果の感想は既述のように大体同じ background (Hintergrund) があり、私としては日本法学もとの部分は是非とも学ばねばならぬと思うからである。Senn の前掲書は一橋大学図書館所蔵のものである。これは元国際私法と民法親族法の講義を担当された山口弘一先生の蔵書であったのが図書館に寄附された一つである。Sokolowski の論文についても前述した。Waldstein の論文は本文において示したように I—IV まで順を追つて紹介的解説を試みる。引用頁は重要な箇所の指摘を示すだけでその他の叙述の順序は本文の頁数の中の内容に相当する。
- (2) 私は古代法制史の専攻者ではないが、興味をもつ一人である。それは私の説く継続比較法的方法からこれに対しても多大の関心を有するからである。ただひとりやや詳しく述べるのは、実は大東文化大学が東洋文化と西欧文化との比較研究をもつてその建築学の特色とする方向を打出やへとしたりるので、このための参考となることを期する底意である。私の見る所では、Waldstein の正義の由来 (Herkunft) を説くのは暗黙の中に私と同じ継受比較法的方法をとつてゐると思ふ。この方法は歴史的認識方法の一つではないかと新たに考える。
- (3) Erwin Seidl, Einführung in die ägyptische Rechtsgeschichte bis zum Ende des neuen Reiches, I. Juristischer Teil (Ägyptologische Forschung 10, 3 unv. Aufl. 1957) 41. この論文に特に文献を掲げるのは、大東文化大学教授その他のに關心を抱かぬ著者の便宜をはかるためであつて、Waldstein, a. a. O. S. 217 による。
- (4) Chilperic Edwards, The World's Earliest Laws, 1934. これがたゞ私が学生時代に購入したので、今田さんへも、英訳でしかも完全なものがあるかも知れない。後日調査の上補充した。この書は Hammurabi 法典の全英訳である。
- (5) 全体的に見て、イギリス語の Recht は別語が少なうめの問題である。しかし Justice だぶさませ回りである。獨文の方が Recht

といれを語幹とする語、例えは *entrechten* など数多く使つてゐる。この書からは原典がどういう語を使つてゐるかは知る由もないが、*Recht* と訳すべし原語が一字なのか数字なのかも知るとはできないが几張面なドイツ学者の訳であるからわれわれはこれを信頼すべし外はない。

(6) Waldstein, S. 218, Ann 34.

(7) Ann 40.

(8) Waldstein, a. a. O. S. 219.

(9) ハハでは正義に関する比較文化史を進める場合に四書五經その他の古文書、発掘資料、石碑その他の新旧資料に國土の民衆の争を裁決する規準と何れかに正しさ（現在では「権利」といわれる）があるか。これを認めるのに証人証拠をもつてする仕組が明らかにされているものもあるか。Hammurabi 法典には証人の規定もある。私の僅かの知識では今日の「法」は「靈鷲」の古語の略字とされる。原語の「靈」により表現されているのはある種の靈獸による正邪の判別とされる。一説によれば鹿に似て頭部に一本の角あると（漢字起源の研究）。全くの想像だが、許可・請願に際して王またはその代（理）官の傍にこの靈獸を置き、この靈獸の挙動により正邪を判断したものと想われる。一説によれば君主の刑罰が宜しきを得れば朝廷に出現する（前掲による）。前説と因果は逆かと思う。人間よりもある種の感覚（例、嗅覚、色彩感、六感）の勝れる動物を崇める習慣によるか？もまた犬などは挙動の怪しいものに吠える習癖があり、悪ハシトをすればこの者の挙動にあやしさが、現われることによるか。もしそうだとすれば、西欧法の「正義」とは基本觀において全く相容れないものといえる。西欧法はあくまでも神の委託を受けた王（人間）による判断か、神の啓示による判示であるからである。漢字の「法」は獸から由来すると、この四ツ足なる靈獸が何かの靈感によつて分別する特殊な能力を人間以上に具えていたとしても、それを読むのは矢張り人間の誰かである。この誰か（王であろう）が文章に残してあれば、これこそ私が東洋学（広義）に求めていた「正」ius の規準に当るものではなかろうか。少なくともこの靈獸の特性、血縁、由緒などを神話的にでも解説したもののがないだらうか？あるいは麒麟、龍に類したものであるらうか？物神性の中で「正」の靈獸はその姿すら不明である（靈を分解すれば「ツノ」「マダラ」「四ツ足」ミ「水」）。「古語」について見るに水は水準を表わし、水の如く平らに判断する天性を有する靈獸とするのも一解釈である。これは論拠がある筈でこれを探求して、上述のローマ法の解説と比較し類似点と異同点からして両文化の比較論を試みることも可能であり、期待できればと望んでいる。また「正」だけでなく真、衡平（水の平）などやうには「善」「徳」「義」が訴による争の裁断する例、つまり靈獸の判示を觀察する裁判官・審判官に要求されるという議論があるか否かも、比較法、比較文化的に見

て非常に興味がある。この方が東洋的かも知れない。何れにしておそれらの規準が何人かひも述べられていないとすれば、一体争や請願の裁決規準なるものは判断する者の主観的のものとなり、この判断者そのものの資格（王、専制者、僭主など）とその権限の根拠を探ればよいのである。例えば霸權者が、争の裁判者であると見るのもその一つである。霸權者には明君も暗君もあり、明君なる霸權者がどのような金言を残したか。この金言の中に上述のローマ法に関する解説と比較もししくは匹敵できるものがあるか否かである。

(10) 拙稿「経済法学の基礎理論」第一巻六九頁以下。これはそれぞれの立証が必要である。Waldstein がこの日本を必要にして十分か否かは私には判定でない。少々不足という感も残る。私の継受・比較的方法については本書を参照。

(11) Waldstein, a. a. O. S. 221.

(12) Waldstein, a. a. O. S. 222 f.

(13) 本文の erlaubte と unerlaubte を「許された」と「許されぬ」と記したが、現行ドイツ民法では unerlaubte Handlungen ふくらむ。日本の「不法行為」も亦（民法第ハ111条以下参照）。従つて日本民法的の語彙を使えば、「適法」と「不法」の区別とするにふさわしい。

(14) Sokolowski, a. a. O. S. 189 f.

(15) Waldstein が自説に賛成する引用する文献の中、Sokolowski について私が読んだ所では引用頁 (S. 189 以下) の扱つてじゆゆのせ、倫理 (Sitte, bonum) ルーマの文化社会の関係である。この関係は Sokolowski によれば、国家体制とは無関係であるのでギリシアその他の民族においても同じである。やがると「衡平と善」による正しさの判断は、果してローマ人自由の創意かは疑問となる。Waldstein のいわんとするのは、法の教訓 iuris praecepta がなくとも何等ローマ人の司法には関係が変わることない Levy の主張に対する反論として、現実の実践にあつては「衡平と善」の法規準があつてこそ具体的の正しい判決・告示・法律が実現されたことである。このことは次に述べる suum cuique は「無内容の方式か」に關係する。ここで私がくじくまでも意味 voluntas ふく情 (意向 animus) について述べるのは、私が若いときに民法における意思 (例、意思表示) 占有における占有の意思 (animus possidendi) などの説明に接し、その新奇さに圧倒されを感じたからである。当時は意思の「意」は心理学の知・情・意の一つとしてあげられたと記憶する (畠田新『民法総論』大正十四年一四一頁参照)。私が助手のとき『最新民法総則概論』を校正したが、現在紛失して手元にない。同書の説明であったと記憶する)。無論「正義の定義の中に voluntas もあることは夢想だにしなかった。しかしひローマ法の理解には、私の乏しい経

「験かくみの」の意即の理解が基本である。また心理学の「意」とも相連する。それは矢張り要件行態論における最重要な要素である。 Waldstein, S. 224 f.

- (16) Waldstein, S. 223, Ann.
- (17) Waldstein, a. a. O. S. 223.
- (18) Waldstein, a. a. O. S. 225 f.
- (19) 私の考へでは、Waldstein がハカルの定義、教訓を最高原理としたのはよしと、その欠点はハカルの個別的具体的のみを抽出せしむるにあらずかの心地がある (S. 226 f.)。私は三段論法といふを發展せしむる最近の法論理学と Rhetrik 徒て Argumentation なるべくあるの心地がある (統轄)。
- (20) Senn, op. cit., 27 S.

## 四 suum cuique は無内容の方式か

前節の Levy, Bryce やして私が加へる Buckland & Mac Nair などに対する Waldstein を代表とするドイツ学者の論争は、sum cuique を體う正義定義が内容なれど虚の方式で、従つて不実であるがどうかが論点の中心となつてゐる。そひや私は、Waldstein の立場を定義教訓有用論として Levy 等の立場を無用論とばかりに称した。後者の立場は、定義教訓からの具体的事件における各人の正しき権利も導き出されないとこらのである。

前節の無用論も有用論も私の見る所では、第一に法律家、特に法務官・裁判官などのゆくべき徳に關係する。または、それらの法律家、即ち正しき法の具体的判断までの論理である。無用論は具体的事件の正しきの判断が、法律家、法務官・裁判官の具備する資格（教育）と徳によるの論理から当然出でるもので、あえて一般的抽象的正義などの定義も原理も不用という。これに対して有用論は、法を執行し具体化する（例、古代は王）、特に法律家、裁判官には、徳の意即といふための最高の法原理から導き出す論理をも加える必要がある。ハのように両者の立場を解すると最も関心が高まるのは、

法の教訓の中にある「衡平と善」の評価である。

定義の有用論が最も力説するのは意思と徳であり、これが定義から抽出される抽象原理である。この考えは法（正し  
や）の原理を適用する主体、特にその資格を考える。この最高の正義の抽象原理を適用する側の、つまり主体（裁判官など）の重要な資格は何か。Waldstein はいれを Senn によって徳に求める。これを少し紹介したい。

私も正義と関係のある諸徳は、現在でも司法官、行政官のあるべき主体的要素に教えられるべきではないかと考える。  
私の要件行態論はこれにも及ぶのである。<sup>(21)</sup>

#### （1）主体的判断の余地を認めるか

まず正義の定義は完全に客觀化され靈化（これは肉体を離れて存する意）されたものか。幾分でも主觀的色彩をおびるものか。恐らく後者の意味は主觀的（主体的）な徳を必要とするかといふことながら。Waldstein によれば、前者を主張するのが Lübtow<sup>(22)</sup> であり、後者は Senn であるとなる。それは徳が常に具体的の人間によって実現されるからである。そしてこの主觀的色彩こそ典型的にローマ人の性格的特徴とされるのである。大陸法系の学者（主としてドイツ）が正（義）を原理（Prinzip）として理解するが、この原理は完全に客觀化され、精神化（靈化）されるべきものが主觀の容れる余地があるかといふことである。これは人間の人格の特性である徳に、そしてその人の意思にからしめるまたは完全に客觀化とはいえないという趣旨に私には原文から解しうるのである。そこで完全に客觀されないで残るのは、主觀的の色合（Färbung）であり、それは定型的ローマ人の性格特徴でこれが徳に対応する。正しきの恒常不変の意思がなければ、法（Recht 由しや）は機能できない。これが正しい人間（gerechte Mann）の固有性（特性 Eigenschaft [Lübtow]）である。既に Senn が豊富な法源の基礎に右の正義（Gerechtigkeit）が徳を問題にしていると何等偏見じみのわれやに述

べたと Waldstein はその功績を買う。

既述のように、私も Senn にしたがつて正義を実現する現在の裁判官（正しからの宣言者）も徳性をもつて初めて初めて実現であると述べた。これが「正しかる」の機能であり、裁判官の主觀、特にその意思により実行される。この意思が欠ければ、古代でも裁判拒否（正しからの拒否 Rechtsverweigerung）、恣意的気まぐれの権力行使となり、古代の國の墮落の表徴ともなつたのである。このことは現在においても勿論妥当である。

## （2）衡平と善

ハーディは Waldstein が引合に出す現代の法哲学者 Henkel の説は前述したためこれ以上は省く。そこで現代に活躍する法哲学者の説は改めて纏めて説いた。ハーディは ars boni et aequi の説明の部分のみを紹介する。せだしこの句は正義の具体的適用において不可欠であるからである。

ハーディ Theo Mayer-Maly は、その論稿 (Vom Rechtsbegriff der Römer) において次のよう説く (Waldstein の引用による)。「正しかるべき (Recht 也) が、もし秩序的にそれを生み出せばあるならば自分の意のまま勝手の内容のもの各自がめぐらしができるなどとの表現 (觀念 Vorstellung) は、必ずしも現実のなし」。各学者の基本的研究の一一致した結果は、ローマの法 (正しかるべき) の概念の中には國家の規定如何に依存するらしいなしに、これより先に各人に予め与えられたる諸規範が含まれてゐる。それが Celsus の「善と衡平」の定義であり、これがローマ法學 (Rechtswissenschaft) から得られる唯一の法 (正しかるべき) の概念の定義である。ハーディ自然法が持ち出されてくるが、これについて私は別に論じた。Mayer-Maly は、衡平が法 (正しかるべき) 批判的機能を果すことを後期古典時代に認めるのである。そこには ius と衡平との対立を対置せる觀念である。それにも拘らず、何等これに妨げられるひとたぐ Celsus は ius を「善

「衡平の術知」として定義し、ローマ法学者のようないつの対立的動搖（*Antithese*）によっていや技術が創造的学識（Lehre）であることを表すアル（Kaser）<sup>o</sup>

アルトヘルバード ius と「衡平と善」との関係を詳しく述べる。

ius, iustitia の定義がローマ人の法の実践から形づくられた要素が多いがために対して（前述の Waldstein 等）、しながらギリシア哲学の影響をかなり認める説もある。それと「衡平と善の術知（ars）」がローマの法學から得られる唯一の定義であるから Mayer-Maly は次の法源からの確証しめるに至る。

Paul, D I, I, 11 (14 Sab): *Ius pluribus modis dicitur: uno modo, cum id quod semper aequum ac bonum est ius dicitur ut est ius naturale.*

〔註釈〕 法 (ius) は多くの態様で定められる。くその中で 1 の態様があり、それによつて、自然法と回りよへど、常に衡平と善が法であると定められる。

ハの Mayer-Maly の説は、自然法に關係のないものに特徴がある、Waldstein などもハの Celsus の定義が全体として法 (法規) 秩序 (Rechtsordnung) るからだけに成るに止める前の最初 (Gültigkeit) は失われるが、（一部の妥当性しかないとするの前提）。いまから以上に自然法に及ばざらないならどう意である。果してそりであるかは彼の説明を窺へ。

Mayer-Maly は、衡平とは法批判 (rechtskritische) 機能があり、ハが ius と衡平が対立する (Gegensatzes zwischen ius und aequitas) との観念 (Vorstellung) に依拠しなければならない。ハの考え方は後期古典時代から承認され、ハの Dieter Norr によれば、ハの機能は Labeo (有名な法律家) 以降証明である。ハの ius と衡平が対立してゐるが、この観念はこの頃からあつたが、そりでは法務官の司法権 (つまり判決告示など) に

おいて、「善と衡平」の全体の発展を見ると共和制の衰頽期頃からとてかく存した。エーリヒのような対立觀が ius と衡平と善の術知との間に生じたとするいふのが問題ではないかと思ふ。エーリヒは自然法思想による法の見方の変革が想像される。これは ius と aequitas もまた同じ実体（本質）ではなく（non sono la medisima entita, Riccobons）と指摘する。この二つを解くのは、法概念の動態的契機（dynamische Moment 法を動かして進化させる動因）であつて、それは Lübtow によれば、同一の法（正規）の概念の内部におこる ius と aequitas の対立の突破口をつくる（aufbrechen）だ、これが可能であるし、法学の作業はより高い綜合（höheren Synthese）に向ひての努力にある。このした努力によつての両者の対立は克服しなければならない。この一面を Kaser は術知（ars）を創造的理諭（schöpfesische Lehre）と適確に表現する。

このような解説の趣旨からして、「衡平と善」は自然法にも等しいのであり、彼の ius という実定法の規範は衡平と善と自然法の要求の下に検察され、これによりて常に匡正されるのである。Senn は ius suum を「善と衡平」と ius naturale 及びそれにそれに実定規範（positive Normen）によって定められるところのものとの趣旨である。ゆえに ius が「衡平と善」もしくは自然法と矛盾した場合にどうなるか。この何れの場合にも ius は不正（不當 ungerecht）と認められるところになる。エーリヒなどはこの時代の自然法に興味をあたわせる。そして「衡平と善」は自然法なのか、自然法とは別のものかという疑問も生じる。ただ、えむるにいは、実定法の規範ではないことだけは確かである。そして「衡平と善」および自然法は実定法と対立し、その批判規準とするにいはれらが実定法と対立関係にあるところのことを前提とする。しかし常にそうなのか、あるいは実定法と合致し対立関係にない場合もあるのかは判然としない。自然法の項で検討する。

われわれ日本人が知ったことは、この時代のローマ法全体は決して今日の実定法主義もしくは条文の字義的秩序のみからなるものではないといつてゐる。つまり法秩序に従ふ合つて（ordnungsgemäß）のあれば、好き勝手な内容

をめぐらしやうではない。即ち、「衡平と善」の批判を受けねばならぬ。この議論は suum cuique が内容のない方式であるか否かに關係する。つまり「衡平と善」の批判といふれば、より動態的契機からくる進化的綜合により内容が充足されるのであれば、この「衡平と善」は法学 (Rechtswissenschaft) の側からして得られる唯一の法 (正しき) といふわれる。セイドローマの法学が何であるかも知らねばならない。ハハド知るハシガでわかるのは、ローマ法学は決して実定法学のみではないし、また日本で支配的であったし現在もそのような傾向の強い実定法主義万能もしくは一本槍から既に変わっているところである。つまり「衡平と善」とおいて自然的規準とする限りは、それも含めた法学は、実定法に批判的見方をするのは当然である。ius そのもの (ius an sich) や足りぬものではない。されば正しき法 (richtiges Recht) についての先在 (先行) 的批判基準も存しな。

## 五 結 語

Waldstein の説の結論をあげる。彼自身は結語と云ふ文字を使つてゐない。簡単にその要旨をまとめよう。

第一はローマの法学者はピタゴラスとスocrates 学派だけでなく、すぐれた哲学者の立論 (議論の立て方) と表現を知つていたことは疑いがない。しかし Ulpianus の定義はギリシア哲学よりもかなり古く (viel älter) である。それはムンカの哲学論議を問題にして、各人に彼の Recht (ius 本身) を与えるからムンカが法 (正しき) の秩序の絶対不可欠の前提 (unabdingbare Voraussetzung) であるからである。

第二はローマ法学のなす役割についてである。それは各個のケース (Fall) から、何が各人の正しき (Recht 権利) であるかを抽出して発見するとの努力からして、この法学の Arbeit (著作) を理解すべきであるから。されば、法学者の現実に努力した法学からの定義の意味を知るべしとするのである。

第三に正義が徳としての見地からすれば、Ulpianus の定義は決して無内容の方ではない。正義を體ひやる不變恒常の顯著な意思からして、ius の具体的な内容とは別個に独立して「正しかるべきを與える指示」(richtunggebende Weisung, Henkel) をも推論する。ソレで ius suum の ius の中には「衡平の善」の自然法か、そして實定法 (das Positive Recht) が含まれてゐる。Waldstein の結論であると私は思われる。

以上が「各人に彼の ius を」と云ふのが決して一部の学者（イギリス系）が説くよりた「空虚の内容とされる」ものでないという反駁である。

## 六 私の結語

(1) ius に關るのは東洋そして日本に存したか。本稿に引用する学者は否定的である。しかし ius が東洋に皆無といひ切らなければならない。それは東洋にあって未發達・未發展の段階にあつたといふべきではないだらうか。またかりにないとしても、なぜそれがその消極的な原因といひの ius に代りて機能したある規範 (X) の究明こそ東洋学の一つの課題と思う。恐らく大部分の近代の東洋諸国で西歐化の過程にある國々は、この未發達・未發展の ius の萌芽が何等かの形において見出され、これが漸次展開しつゝあるのではないだらうか。

(2) 日本はまことに ius を繼受し、今はその条文に展開中であるといふ。この展開に当つて、方向が二つある。一つはできる限りローマ法体系の諸国に倣い、またできる限り繼受母法國に近い ius を展開する方向への努力である。他の一つは日本語という特殊の言語と日本人とその風土、伝統の支配・制約をそのまま既定の事実とし、この雰囲気の中で新に日本の ius を種々の形を日本的に表現して實現する方向への努力である。私は何れかといえば、前者の立場にあるが、決して後者を全面的に排するものではない。その最も難しきは、日本語をもつて一体西歐語の本質を十分に表現しうる

か、訳するに当りあるいはあるとかは遠回しに婉曲に、またあるときは間接的に数語の連接もしくは合成をもって、やむには新合成訳語の表現により迫る他はないのではないか。ius を「法・正しさ」「真直」と訳し、その抽象的 iustitia を「およそ正(と)義なるものは」と訳すのみ一例である。また衡平は「秤り」であるが水準器でもよ。これが基本とすれば「水平」でもよいし、これを含めて「公平」と訳すといった如きである。しかし日本の近代化は西欧化であるので文字 (ius) の示す「実体」については、継受母法のそれに近づくのが必要ではないかと思ふ。そして論理的根拠の強弱は継受母法の表現に頼らざるを得ない。例えば、Sollen, Müßen, Können, Dürfen これらに当る外国語などが法術語と文章の語句の結節の意味と諸概念のマルクマールにつながる感がある。

- (3) 最も欠けているのは、自然法の考え方であろう。それは從来余りにも実定法主義にとらわれ、これに研究主力を集注し過ぎた感があり、自然法まで手が廻らないというのが実情ではないだらうか。しかし法学 (iuris prudentia) の発達は遂に自然法との関係を「衡平と善」を通して取り上げざるを得ない。実定法主義が自然法を無視する限りは、それは法学としての資格を欠くのではないかともいえる。十九世紀末の実定法万能主義がやがて自然法の「再生」を迎えるを得ない。<sup>(23)</sup> いのことはローマ法学からも当然の帰結といえる。私も関心を強くもつ一人であるが、余りにテーマが大き過ぎるのでは、経済法(学)に関する範囲に限って取り纏めたいと考えている。それは資本制社会の未曾有の発展の要求でもある。
- (4) 未熟の私見ではあるが、私が東洋学における ius, aequitas に相応し匹敵するものを探索するに当り、その手懸りもしくは共通の基礎となるのは「自然」ではないかと想ふ。ところのは、西欧の法律家は孔孟の儒学よりも老子の道教 (Taoism) に注目するからである。最近これについての英文の論文もある。<sup>(24)</sup>
- (5) 「善」で示される通り、ius と mos (mores 英語の morals) の関係、即ち「法と道徳」とは不可分である。これを一応切り離したのは実定主義、特に要件行態論である。<sup>(25)</sup> これは大きな問題でもあるので別に論稿を執筆する。もと困難

な問題は ius と fas (神形祭祀法) の関係である。しかしキリスト教以前の古代宗教と原始的「法」との関係は、幾分解る所あるし、いとはない。これらのは日本の神道に類似する所あるいはないと思ふ。しかしキリスト教との関係には全く私は立入る入り難い領域となる。<sup>(26)</sup>

憶測であるが、古代の中国、日本その他の日本文化との関係深い東洋諸国の宗教、神事、祭事などの比較的研究により、ius, fas, mos (mores) と類似並行する規範があるかも知れない。これがより(1)の研究に光明を与へるしがで無いであらう。

——本論の獻む Enrico di Bobilanti, Teoriae Ideologia nelle Dottrine della Giustitia (1964) の要旨を紹介し、最近の学者の正義論に到る予定である。従つて、何れも起りねば中間的であるべからず——

- (21) 大東文化大学法學部創設十周年記念論文集四 1 頁以下。
- (22) Lübtow, De Iustitia et Iure, in Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung (ZSS) 66, 1948, S. 458—565, Waldstein の序文の下 S. 514 である。Lübtow の八十歳の記念論文集の表題の下に、De Iustitia et Iure, 1980 やある。この論文集の冒頭にリカルドの研究題目録がある (Erkenntnis und Bekenntnis)。Lübtow はローマ法だけではなく民法や民事訴訟法の領分にその研究精力を注いでいた。そしてローマ法は Justinianus の時代だけではなく、現在に到るまでのお泡船やの信条である。これは日本の学者が狭い専門分野に限られる、この範囲だけが「物識り」になり勝ちの傾向に対する直面の一針であるが、ローマ法の効能範囲を現代法にも及ぼすは達見である。
- (23) Joseph Charmont, La Renaissance du Droit Naturel (1910). 大沢章記、特に 1111 九頁以下。
- (24) Fikenstscher, Franke, Köhler (Hera.) Entstehung und Wandel rechtlicher Traditionen, 1980 S. 72, S. 443. Ch'n, Law and Society in Traditional China, 1980. (repr) p. 213 が自然法の闇迷を取る。O. Weggel, Chinesische Rechtsgeschichte 1980, S. 19f が老子の思想 Taoismus を紹介。
- (25) メルクの著述の前編「要件行動論序説」を法學部十周年記念論文集に発表してある。
- (26) M. Kaser, Das Altrömische Ius. 既説 Studien zur Rechtsvorstellung und Rechtsgeschichte der Römer, 1949, S. 22 f. S. 53 f. lex と題述 S. 63 f.

## 七 余釈 Exkurse (私見) [ ]の中は私の補説である。

以下は私の現在の研究テーマ、即ち要件行態論を頭の中に入れての余釈である。またこれは一種の中間的結論ではあるが、むしろ感想に近い。見られる通り本文にラテン語、ギリシア語があり、果して綴りが誤りなく活字になったか、さうに正確に意味を解したかどうか全く自信がない。まずは *sit venia verbo* (言葉使いについては御寛容下さる)。

### (1) *Ulpianus* の定義無用論、有用論

私は Waldstein の論文を基にしたために、定義有用論に多くの分量を削ぎ過ぎたかも知れない。もう一つの弁解を許されれば、私が本文でも一寸触れたようにこの論稿は特別研究費を交付された要件行態論の一部である。私はこの理論を大陸法系の一つの特徴としたいためにかなり詳しく紹介せざるを得なかつた。しかし私の繼受比較法的方法は、決して大陸法系だけに限定されるものではない。従つてこの余釈の中にはイギリス法との関係にも及ぼざるを得ない。即ち、比較法系論である。特に日本は大陸法とアメリカ法との混合繼受の部分も多いので特に重要である。

この有用、無用論争はそれだけでもローマ法の根本に関する興味ある学術的テーマであるだけに、私はこれを別の立場から評価したい。それは今、執筆の腹案を立てている大陸法的の思考方法と英法的のそれとの相違で、既にいわれている演繹的と帰納的の論理の対立である。この角度からこの論争のそれぞれの側のもつ意味を明らかにできると思う。というのは、Waldstein を始めとする大陸法系の学者々 Levy そして Breyce などの英法系学者との同一対象、即ち Ulpianus の定義と法 (正しや) の「教訓」に対する解釈の違いは両法系の伝統と学説および判例の論理的の思考態度の相違がほぼそのまま反映している。然らば、ローマ人自身はどのような思考態度かといふと、これはどの法系学説によつて

もいえるには「実践的」であるといふことはなかろうか。そして実践的であるといふ点でイギリスと共通する所が多いのではなかろうか。これは比較法的にも重要なことであるのでやや詳しく述べたい。

また私は本稿では大陸法系の学者の説に偏ったかも知れないのをイギリスのローマ法学者の考え方を前掲の Buckland の著書により紹介して補充を試みる。

チャーチillis 法 common law ローマ法の比較を試みた Buckland は、いわば先立つその著「ローマ法における衡平」(Equity in Roman Law, 1911) とおじローマの法律家がいわゆる institution を作業したか。この語を Buckland は無造作に英語の institution と書くが、実はローマ法の INSTITUTIONES を指すものと思われ、この部に Ulpianus の正義の定義が冒頭に載っている。その Digest と Celsus の定義があることを前述した。この institution だけだとその日本語訳は「制度」と訳すのが、ローマ法学の institution はむしろローマ法学撮要(提要)で、この要領という意と一般の訳語である制度との両者を含むようだ私には思ふ。

Buckland が前掲の書で述べてある要点は、この institution (Institutiones) をローマ法曹家 lawyer が扱つたが、そこで作業した方法とそれを示そうとした試み (attempt) は様々の異なつた形をとつてゐる。その作業した方法は、イギリス法の法曹家 (English lawyer) のそれと非常に類似 (very similar) しており、特にイギリスの現代の equity の適用区域においては驚くべき程 (astonishingly) 同じ物 (like) のである。……彼らは疑ひなく法曹家の作業 (仕事) であるが……しかし大方の基本的觀念 (most basic notions) といふて、彼らが法曹家の作業であるとするのは本物 (true 真実) とはいえない。彼らのまことのもの (基本觀念) はその本質について、法の職業的研究 (study) なるものが存した遙か以前に既に形づくられていた (形としてあつた) のである。その基本觀念は法曹家が作業したものではなく、法曹家の作業する資料 (materials) として既に与えられていたに過ぎない。この資料は法曹家と政治家の手による数々の年代に

わたつての法源から知られる通りの形になつたのであると。いわんとする所は、法学者 Ulpianus の徒義によつて基本觀念は形づくられたものではなく、その以前に法源の中に法曹家・政治家により形づくられていたとふう意である。その作業した資料 (materials) の形が職業的研究の作業以前に既に所与のものであつたるが如きのと、これは Waldstein がギリシア哲学の影響と関係なくローマ人が実践的に各人に各自の (suum cuique) ius ところといふ長い間作業してきたところのとほほ一致する。しかし学者 Ulpianus の役割の評価に両者の相違があつたるが如きのと、これは Waldstein 一九一一年、次の書で私がその「序文」によつて書いたのは一九三六年公刊のもの、Waldstein の論文は一九七八年の公刊である。Waldstein の論文は Buckland の書に全くあれていない。従つて両説は全く独立のもので、それにも拘らずローマ人の実践的（非觀念的）性格について一致した見解でもある。われどこれがまたイギリス人の、特に普通法の法曹家の伝統的性格とローマ法曹家との近縁 (affinity) としてゐるが如きの Buckland はこの点に注目される。彼によればイギリス人とローマ人は人生の同じ事実（司法事件など）に対する方法と態度のおりの両民族の法曹家の名々は独立の近接方法（解決に迫る方法 approach）をとり乍ら、驚く程類似してゐるといえるのである。

Buckland が普通法の法曹家とローマの法曹家について類似 (like) と近縁 (affinity) を説くのは、何の点までである。あとはその各々の法制についてのむしろ相違の列挙に力を注ぐ。私がソリド注目したのは、彼の比較法における態度である。それは普通法とローマ市民法を継受した (received) 国々との各対照 (contrast) である。何の比較のため Buckland の取り上げたイギリスのルールと institution (制度) はイギリスの equity よりもイギリスの普通法から出た所のルールと制度の方が多じと自ら述べてゐる。従つて既述の大陸法系の学者が國の体系を超越した衡平 equitas の比較まで及んでいないのが残念である（以上は preface の要旨）。

何のローマ法と普通法の概念 (conception) との差違を強調する一人は R. Pound だ、彼は普通法とローマ法継受国

(civilians) とを比較し、後者をその後発達したドイツの Romanist の体系と称して、この中心観念 (central notion) が意志 (will) であり、意図された事物処理 (willed transaction) の術語 term をもって考へるに對して、普通法の法曹家は法的關係 (legal relations) の術語で考へる。然るべく Pound が「法律行為」 (Rechtsgeschäft) を指してゐる點である。

Buckland ザーの説に対しても異議を唱へ、この意図説は（本来のローマ法のものではなく）十九世紀のパンテクテン学者により発展されたものだと云ふ。しかしBuckland の異議の方が却つて根拠が薄いことは、大陸法系のローマ法学者の説 (voluntas を重く見る以上) による明かである。Buckland はローマ時代の法曹家と現代のローマ法を継承した後継者との間にかなり相違があり、これに比すればローマ時代の法曹家との相違は少ないといふ。然らば何をもってその根拠とするかを距りださぬ。この私が前述した generalisation の有無の方法 (method) を Buckland も取り上げる。

纏めて見れば、第一は一般化 (generalization) をおこなひ、従つてできる限り定義を掲げるといふ、第二は強度に決疑論的 (intensively casuristic) であるといふである。両者の進む方はケーブからケーブへ進むといふであり、多少の論理的不調和の危険を冒しておらずも著しく作業かる一連のルールを創設するといふが、これが遅かれ早かれある困難を生じようとも意に解しない。これが論理的体系 (logical system) を樹立するといふのである、それがよりよく作動するルールの方を熱望している。このやり方はペンデクテン学者の方法ではないのである。ハリド Buckland はペンデクテン学者の方法が一因の基本原理 (primary principle) から一連のルールを演繹するといふが、これはイギリスの普通法の法曹家とローマ時代の法曹家の方法ではない。このおのの説明はむしろイギリスとローマの法制度の差違を説く。私見を加えると、この所では Buckland は普通法の法曹家の方法が、演繹法に対する帰納法 (inductive method) ではない。私のかねての研究課題は要件行態論であり、これが大陸法系の特有のもので、この大陸法系がローマ法の繼承法國であるとする、イギリ

ス系の普通法ににおいての要件行態論に匹敵するものまたは代わるのは何か。また要件行態論の論理が Syllogism であり、一般化された上位の大前提である抽象的原則から個々のケースへの具体的適用であるとするべく、イギリスの普通法のケースからケースへと進んで帰納的にかつ決疑論的に解決する論理は一体何か。これが私の次の研究課題なのである。ハリド専門のイギリスの学説の「正義の定義の無用か、僅少効用説をもう少し補説する。」これを代表する右の Buckland も別の著書、A Manual of Roman Private Law (初版は一九一五年であるが、一九三八年に改訂版が出され、私の入手したのは二年の版である。従つて前掲の「一九一一年程新しい」の回じへ Introduction において定義一般について次のように述べる。

学問的定義からは定義された事物の相互の差違 (differentiation) 以上のものは期待してはならない (must not expect)。例えば馬の定義だけでは「それがいかに詳細であらへん」、この動物の生き生きとした画像 (picture) を与えない。また「大陸法系のある学説の説く」「社会的も一般的も純粹な法曹家の見地からすれば、法の定義の枠組をいくのに何等手助けになるものではなし」と。ハリド専門によそ次のことをよく意の中に入れねばならない。定義が広い範囲を包摶しようとするれば、それだけ益々定義の中の要素 (elements) が少なくなる。ところが、すべてのその対象に共通となるべく要素が益々少くなり、他のものに共通しないものが多くなるからである「他のものと共通しないものを除くと他の elements は益々少なくなる」。十一銅表から現在までの Law を包含するに足る程の広汎な定義はわれわれに多くの「足し」なるものを語らな」。

ハリド専門の定義の内容からしてイギリス人の考えは大陸法系の法の論理とは異なる。別稿要件行態論で述べたように、大陸法系の学者は Syllogism をするために定義のマルクマールを厳格にして、その内包外延をもつて相互の概念の分別と分類を組織づける。Buckland は軽く定義の elements として片づけた。ハリド専門の論理をみると、現実の事物の生きた映像と

その分析に余り役立たぬからであろう。私は要件行態論の完了後、このイギリス法の実用的論理を別に扱いたい。

またこのような抽象的一般的の定義を軽んじて現実の事物に重きをおくるとは、日本法と日本社会の現実の事件及び日本独自の法体系に拘束される裁判官と裁判に役立つような学問に集約的に専念すればよいという考え方になり易い。反面からいえば、Ulpianus の定義などローマ法の概念と法原則はイギリスでさえ拒否している位であるから、アメリカ法などを継受した日本法学ではなおさら顧慮しなくてよいといふことにならう。日本の法典・法学の各定義は、ローマ法とその繼受法の定義の中に包含される要はなく、独自に日本語での内容 (elements) とマルクマーカーを定めればよい。目的は実務における事件の正しい解決である。だが要件行態論はこの立場に反対する。

## (2) 総合的連闇的理解

冒頭に既述の通り、「正義」の解説（消化的 digest 的説明）から出発したもののは、いにしへては「正義」だけが孤立して認識されたものではなく、それが法（正しさ）の原則として適用されると「衡平と善」とによって補充もしくは批判され、修正、匡正されねばならない。正義に算術的と幾何的とがあることは日本でも説かれている（ラートブルッフ説の影響）。しかし「衡平」がいかに重んぜられていたか、またこれが普遍的のものであるかはイギリスの equity 理論によつても分る筈と思われるが、Buckland はこれを説かない。やむに東洋の灘の水は水平、即ち水の平らな如くに当事者の争いを編せずともばく。衡と水準（器）の相違だけでその目的とする所はほぼ同じであり、東洋的「法」は、あるいはこれを手懸りとして探求することも可能かも知れない。また「善」に到つてはまさに法（正しさ）と道徳の関係であり、その時代時代の表われた両者の関係が様々であろうと道徳を排しては正義・法（正しさ）も具体的に妥当化せることは不可能である。われわれはこの永遠な課題にいかなる時代でも取り組まねばならない。ただ道徳、倫理は各国にそれぞれ固有の伝統

と考え方があり、衡平が普遍的であるのに対し、国家社会を成す民族特有の感情とその規範意識を考慮に入れれるを得ない。

私が特に注目するのは効用 (utilitas) である。かつての処女論文で私が民事責任における「効用原則」を紹介してから、私の念頭から離れなかつた宿題でもあつた。知られる通り、Bentham (ベンタム) は「政府の努める仕事 (business) は享樂を促進し苦痛に對して保安を与える」といふのが最大幸福を測ることであり、それはまた正と誤りの尺度である」と (It is the greatest happiness of the greatest number, what is the measure of right and wrong)。効用 (utility) まさに幸福を増減するように思える傾向に従つて各人の行動を是認したば否認する」とわれらの効用説 (utilitarianism) <sup>(3)</sup> に對しては経済学者の Mill も同調する。Bentham の著書の表題は「道徳と立法の原理 (principles) への入門」<sup>(4)</sup> であり、効用論はまた経済学の効用理論にもつながる。私がこの効用を出した動機は、私が腹案を練つてゐる經濟法理論の中での学説として展開できるのではないかと思つからである。

私がひひで綜合的連関といつたのは、正義、衡平、善そして効用を最高規準または格律 (原則) として具体的な事件もしくは事物に適用する場合に、まずこれらの諸理念をすべて考慮に入れた八方にらみの評価づけを試みる。その何れの価値規準に重きをおくべきか。正義か効用かまたは衡平か善かをその適用主体 (裁判官など) が、事物の自然的性質に応じて按配して比例的に各々を価値づけをすることをいう。つまり八方にらみをその事件の社会的諸条件に勘案しながら綜合的に連関させて価値づけて判断することである (私見は後日纏めたい)。何れか一つのみを基準にして法的判断するとは社会的事物の自然性と変遷する社会の要求する諸条件に合わないであろう。

## (3) ローマ人とイギリス人の氣質の他の共通点

同じく西欧にあってもローマ法を継受した市民法体系の国に属せず、独自の法の継受を誇るイギリス人には却つてローマ人と基本において共通・類似した点が前掲の Buchland の指摘よりもさらに多いのではないか。つまり実践的で事物を観念的につかむ前に、個々のものの処理を先例とされる個々の事件の解決した方法を種々と工夫してその実利的な結果を導き出すようであてはめて使って試みる。いわゆる帰納法ではあるが、単純な帰納ではないようと思われる。多くの類似の伝統的処理からの推論であるが、矢張りイギリス特有の論理もある。何も全体を観念的に形づくる必要もなく、この实用性も見ないということが消極的な特色であろうか。

実はこの氣質は故三浦新七博士がかつてローマ人の個別的傾向と名づけられたものに非常に共通している。ただ三浦先生が、この「個別的傾向」と指摘されたのはギリシア人とローマ人との違いを対比させることによって示されたもので、現在のイギリス人と比較していったわけではないが、余り變つてはいないであろう。

個別的傾向とは「その強い生活欲、活動欲がその支配せんとする物を具体的に捕捉することを要求する。新しい事件が起つた時には既に出来上っている法規を色々に応用して何とか事件を片づける」などを指す。この個別的傾向はそのまま個物の重視となつて表われる。つまり現在でも伝統として、「個々の事件の判決に当つて新たな立法、学説に走らず、既成の法令と類似の先例判決を種々と工夫・操作して応用することになり」、こうして私はイギリス特有の解釈論理「例、同一種類の原則」と、いわゆる先例拘束の原則が漸次生成、確立してくると思える。私は要件行態論の中にこれに取組みたい。

さらに共通しているのは、個物性の重視が個性の尊重となりこれがそのまま各個人の意思を法 ius と正義の基本的要素としたのではないだろうか。この点はパンデクテンの法律行為の意思の要素と同じであるが、社会関係の意思よりも「個人」の意思を優先させる点がローマ人とイギリス人は随分と似ている。一般にイギリス人は自己中心に置く。これを示す

のは一人称である。われわれ日本人が感ずるのは、何故自分を示すのに “I” と capital letter で示すのか。これは私が知る他の外国語にはない表現である。そうかといって彼等は egoism に徹しているわけではなく、全体をも同時に考えの中に入れる。この全体と個との関係の把握はイギリス人とイギリス社会を余程研究しないとできない。そこであげられているのは、大ざっぱにイギリス人を個人主義者と見る考え方であり、いわゆる木を見るが森を見ないという比喩で喧伝されている。私の処女作「監護責任と無過失責任との関係」において、私は三浦新七博士に従つてローマ人の個別的傾向と名づけたものをそのまま引用した。<sup>(6)</sup>

また実用的功利 (utilitas) を目指し、これを規準として条文と先例を操作して間に合わやることにも共通点があるかも知れない。両民族に歴史的沿源と発達の経路に大きな差があつても、共に伝統主義・保守主義の気風を有するといえるかも知れない。そして実用、実利によって貫かれている所に大陸法学者の観念的イデオロギー的性向と歴史觀とは区別されうるであろう。私の憶測であるが、現在のアメリカの法を社会的道具・技術とする思想も効用主義の一発展形態ではないだろうか。

もう一つはギリシア人に対するローマ人の特色である、物の「本質」をつかむことをしないという点もイギリス人と同じではないか。前述の定義教訓有用論を主張する大陸法系の学者は、本質 (Wesen) もしくは innerstes Wesen (最も内奥にある本質) という語を使う。このような、物の最も深い内奥までイギリス人は立ち入つて考へることはしない。何故かといえば、恐らくこれは実践的行動にとっては不必要であるが、殆ど役に立たぬと見ているのである。それよりも事物の実利と実用の要素 (element) と要因 (factor) を求めるのではないだろうか。またイギリス人にはカント的哲学思考もその趣向に合わないのもこのせいであろう。この点がイギリスの社会的経済思想とドイツの哲学思想との相違の基となつているのであろうか。このような私見は、一人の日本人の独断かも知れない。ただ私は私なりに、若い頃からイギリスの古典

派経済学を読みまたは読まれ、また自分でドイツの経済学者（O. Spann, K. Diell Schmoller など）を読んだ昔の経験からの帰結である。

(4) 日本人と日本語による正義、衡平、善、効用などの理解とそのアプローチ  
古へのローマ人が長い間かかつて発展させたこの正義を日本人が、現在日本語により把握し理解し、最高法原則としてこれから演繹して、個々の事件の解決に迫ることが可能か？この解答は yes か no の割り切つた出し方ではない。とすれば、大陸法系の学説・判例、そして法曹家を含めた一般の国民感情の基になつてゐる「正義」に近づくことが可能か？この近接 (approach) の途を阻んでいるものは何か。これから検討したい。

第一は語学の障壁である。繰り返してきているのでこれ以上は述べない（私の「西欧語と日本語」を参照）。ローマ法を法学を必修課目として学生に強制するまでに到底及ばないのは、この語学の難しいことによる所が多い。しかしこの以外の方法もありうるかも知れない。（西）ドイツなどの大学のカリキュラムを一覧して痛切に彼此の差を感じる。ローマ法は日本では少数の学者の知識に止まるのである。

第二はローマ法の正義の実践を日本人が学ぶことによつて、どれ程の効果を日本法学への及ぼす」とがあるか。これはローマ法の知識の有用性にも通ずる。この疑問を生ぜしめるのは、日本法学が明治時代には大陸法系の諸法を圧倒的に継受したが、現在および将来は必ずしも大陸法一点張りではないということによる。終戦後はアメリカ法系の法（広義）を権力的に継受を強いられ、これを契機としてこの後続的拡充もしくは補充が自主的に現在も続いている。こういう法律環境の中で今更 Ulpianus と Celsus の定義教訓を学んでも役立つことが少いのではないかという見解であろう。

第三は西欧と東洋の文化的人種的風土的差異からして、所詮西欧の諸概念を既存の日本語をもつてしても理解する資格

は日本人には著しく欠けてい。単なるヒントまたは参考程度に止まるべきである。この考えは、歴史的には根拠がある。それは古代より東洋の王 Tyrant は、初めから法、正義などによる裁判が行われる國を考えていなかつたし、それで十分國の法制を保持し、発展させ、歴史的にはある獨特の文化を創り伝えてきた。従つて各東洋の国民感情と考え方を満足せむことが第一で、たゞえローマ法の法正義論をとり入れるとしても、この歴史的に既存の国民感情と伝統を無視するにはできない。そんでローマ法の諸概念と日本の法の諸概念は別に考えるべきである。要は国民の現在の正義・平衡感を満足せることであるといふことになる。

以上の考え方の根拠は私のいう国内的専断的方法と一致する。これに対しても反論は次の通りである。

ローマ法の学問的研究の必要は、イギリスでも認められる。またイギリス人程比較法的方法に早くから着目し、これを実用的に使つてゐるのではない。このことは決してイギリス法の伝統を壊すことでもなく、却つてイギリス法の特色の良き諸点を現し出すことにある。この立場からすれば、ローマ法の正義の定義を学ぶことにより既成の日本法と日本法学の特色もしくは欠陥を見出せんとなる。もし「継承」という普遍的文化現象に着目すれば、この際もう一度「継承」という観点からローマ法の法・正義などの定義を学問的に見直すべきである。これにより先進国並に立法も解釈も進歩し得る。また私の見る所では、ローマ法制度とイギリス法制度は意外に共通の点が多く、Buckland の指摘以外にも justice, equity, good sense などを児じ日本と比較にならぬ西歐的共通の国家的な文化発展の基礎があるし、日本にはこの共通の文化的基礎すら欠けていいる点がある。イギリスのローマ法觀をそのまま妥当せしめるとは無理である。イギリスで重要な法格言 (Maxim) がラテン語で書いて表現されていることは周知の通りである。少なくとも彼等にとっては、ラテン語の醜熟度は日本人に比して格段高いのである。さらに現在の英語も右の justice, equity を始め jurisprudence, person, fiduciary, property など無数のラテン語の法術語をそのまま英語化して使う。これは全く日本語では不可能の領域であ

る。従つてイギリス法がローマ法とは別個に発達したと同じ経路を予想して、日本法学のこれから独自の専断の発展を予期することは無謀といわねばならない。

(5) 日本語だけの文献もしくは翻訳書などによる理解は可能か?

「新に附け加えたい」とは、「正義」などに関する文献の翻訳によってどの程度近接 (approach) が可能かである。私が見た所の狭い範囲内で（偶然かも知れない）少し文献を補充したい。

日本で「正義」の表題をつけた翻訳書は、最近二つ見た。一つは H・ケルゼン『正義とは何か』宮崎・上原・長尾・森田共訳（一九七五）とロイド・ショーンズ『ゼウスの正義』真方忠道・陽子訳（一九八三）である。前著は Kelsen の論文 What is justice 他四点の訳であり、この書物全体が正義を解説したものではない。そうかといって残りの論文が正義に無関係であるともいえない。これを説く前に「正義とは何か」という問の解説のため Kelsen の引照した関連事項がいかに多岐にわたっているかに一驚するであろう。道徳、宗教（キリスト教）、自然法から平等、唯心論、唯物論、手段と目的、原因と結果、その他の現在、法以外の領域でも取り上げられている多くの事項に及ぶ。哲学者カントもアリストテレスも引用する。

およそ「法」という名で称（形容）される現象、法的判断、法的価値づけには正義がすべて関係するといつても、日本語のこの名を示す文献を手当たり次第に読むことが決して賢明な理解方法とはいえない。また Kelsen の如き大家も前掲の論文で、しめくくりにいつて「正義とは何か」という問につき、「わたし自身、この問い合わせて解答を与えたつもりはない」しかし彼は「相対的正義で満足するほかはない」とい切る（前掲訳書四九頁）。正義一つについても理解のいかない日本人がどうして、自然法まで理解が及びうるか。Kelsen の説く西欧社会の道徳秩序、価値づけ、価値

序列、唯心唯物論になるとたゞ日本人読者の理解度の未知数が増えるばかりであらう。Kelsen がこの講演と書物の象対としている聴衆、読者はかなりの教養の高い者であり、恐らく日本の法学部の学生もあることは大部分の教授も眼中になかったのではないかと思われる。既述のように多大の関心を Kelsen に寄せる私でもえむ辛うじて分る程であり、むしろ分らない部分の方が多い。翻訳と訳語による西欧法のアプローチの難しさを知るのみである。

Kelsen の「正義」論は日本訳もあるので少し批判的なコメントを加えぬく、Kelsen の説はローマ法学者からはかなりあらし批判を受けているらしい（甚だ曖昧な表現を使うのは私自身がこの批判の原書を読んでいないからである）。Waldstein (a. a. O. S. 214, Ann) が Kelsen が誤解しているとしたのは、「純粹法学」の中の「正義」である。日本語訳の「正義」がこれと変わっているか否かは明らかではない。恐らく Kelsen の方法論から見て同じであろう。

後著の『ヤウスの正義』は法律論ではなくて、その副題の示すように古代ギリシア精神史である。正義 (duke) がギリシアの文学者、詩人、哲学者の叙述からどのような行態に対し正義の名に値するか述べられている。神話宗教とか論争を通じて説くことは興味深いが、法律的正義までの形成過程を知ることは困難である。この点は E. Wolf, Griechisch Rechtsdenken 1, 1947 (IV/2, 1970年刊) である。私は僅かに第一巻を捨て読みの程度であるが、解説乃至翻訳 (抄訳) を望んでゐる。また町田実秀の既掲の論文もある（表扉の解説）。

本文は私の翻訳を基にした解説であるが、少々くどく、もう少し日本人に分るように明快に説くことはできないか。無論私の悪文のせいもある。しかし私は要件行態論の中で説得的レトリック的修辞論を扱う予定で、このレトリックは西欧語の論理 (logic) によるそれと日本語のそれを対比したいと思ってゐる。西欧語のレトリックの例として、やや詳細にできるだけ原文にそつてこれに近い解説を行つた。時には日本語的表現にははじまないものもあることを気づいているが、西欧語特にドイツ語による修辞の原形を残すためにあえて試みた点もしばしばである。さらに私は大東文化大学の将

來の研究課題として西歐文化・文明と東洋文化・文明の実りある融合の一つとして、新たな日本のレトリック論を築き上げて欲しいと望んでいる。

### (6) 東洋文化との比較

本文で繰り返しているが、東洋の古代に西歐の王の宣告、儀式文に現われたような正しさと正義が本当に存在しなかつたのであらうか。その萌芽さえ見出しえないのであるいは萌芽はあってもこれを育てる環境に恵まれなかつたのか。この答えは大東文化大学の研究者によつて出されることを期待する。

もし浅学をも省みず、いなれば衡平 *aequitas* が国家体制の如何に拘らず自然法として妥当しているのであれば、東洋にもある筈である。恐らく衡り、秤り、ばかりはどこの国にも用いられているであらう。正義の女神のもつ衡は天平衡りで片方に銅片を載せ、片方に量る物を載せる。銅片を一定とすれば、これで量る物はすべて等しい。もし銅片自体を物によつて変えれば、物によつて目方が変る。綿を鉄とを同じく一キロとすることも綿を五〇〇グラム、鉄を一キロで計ることも可能であり、銀と金とについても同様である。銅片を固定するときはすべてのものは同じ目方になり、算術的平均となるのに対して、銅片自体のある尺度またはその計るもののは価値によつて変えれば比例的等価となる。何れも衡り自体は平らとなる。この平らに匹敵するものを東洋に求める。東洋の法は、前述のように灘である。このミは水であり水のようには平らにする。平らに正しく罪をしらべる。この他、常道（理）と、正は一に止まる。どこまでも一という平らである。あるいは「動かぬ」真直で（以上、諸橋大辞典の中より）、一説は足をふみつけて直立していること、何事にも動かぬといふ意もある。（語言研究会編『漢字起源の研究』昭和九年による）。この中、「度・量・衡・規・矩・準・繩等すべて物の依拠となる器」という意もある。最後に祈祷（つまり神法 *fas*）という意もある。

## (7) 補 説

「われの意味を体系的に整理して原典に当ればローマ法の「正義」と比較対照する」とも学問的に可能ではないだらうか。

書が終えると本稿の冒頭に掲げた記念ローハーカップの文言の解説文にても、少々改める必要を感じる。それは「正義をもつて徳、勇氣 (virtus Tugend) とした」という句である。「これは間違いではないが、これでは少し簡略過めて論理が不足する。本文で述べたように正義の中の「恒常不変の意思」が徳であるか、『正義を実現しようとする』意思は徳であり、勇氣である」と改めたい。<sup>(7)</sup>

最後に私の要件行態論との関係について一語ある。Ulpianus の「正義」の定義、Celsus の「衡平と善、そして法の教訓」がドイツ学者のいう「法」の最高原理であるならば、それは法論理における三段論法の諸々の大前提の上位を占める定理 (Satz) である。これが実定法の適用においてどのように機能するか。同時に自然法によりどのように匡正されるべきか、これが私の課題である。

- (1) 矢田一男訳、春木一郎訳。何れも本文の訳語である。
- (2) Pound の説はその著 *Spirit of Common Law* の中からの解説であるが、*Interpretation of Legal History* を引用している。
- (3) Bodenheimer, *Jurisprudence*, 1974, p. 84, 85 など。
- (4) Bentham, *Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Oxford, 1823.
- (5) 「法学新報」四八巻二号(三五頁以下)。三浦先生の論文「古代羅馬文化の実践的傾向」(東京商科大学六十周年記念論文集) 1 ○頁以下。その後、この論文はか大東文化大学の建学精神の一つである東西文化文明の比較論に関する数多くの論文は、三浦

「東西文明史論考」(昭和二十五年)に収められている。

- (6) 三浦先生の論証の根拠は、ギリシアとローマの造形美術の比較である。曰く「詞の善く分らない者が或る国民文化を研究するに、最も便宜な方法は其の造形美術に就いて考察する」と(三浦前掲二三八二二三九頁)。私はイタリア滞在中に大学を訪れる前に美術館を訪れた。私が本文に述べた大胆な推測もローマ美術観賞の影響からでもある。

- (7) 裁判官がどのような徳(Tugend)を必要とするか。最近書、W. Scheurle, Viezehn Tugenden für vorsitzende Richter, 1983. 正義について、S. 73 f. 私も要件行懲諭になりの文献を十分利用したい。

〔本論文は大東文化大学の特別研究費による成果の一部である〕